

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

地域特性の把握は、実施区域及びその周囲の範囲を調査区域で行い、調査区域内に存在する市町（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町）の3市1町を関係市町としました。

4.1 自然的状況

4.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象の状況

調査区域が位置する長野県の諏訪地域は、図 4.1.1.1に示すとおり、気象の地域区分において長野県中部に位置します。「長野県の気候」（令和2年3月 長野地方気象台）によると、長野県中部は内陸特有の気候が明瞭となっており、冬季の平地は季節風が山脈を越えてくるため、空気が乾燥し、晴れの日が続くとされています。また、平地の多くが盆地であるため、昼と夜の気温差が大きいとされています。



出典：「気象警報・注意報や天気予報の発表区域」（令和2年3月 気象庁）

図 4.1.1.1 長野県の気候区分

・実施区域及びその周囲の概況（地域特性）は、令和2年3月末現在で入手可能な最新の文献、その他資料により把握しています。

調査区域における気象観測所は、諏訪特別地域気象観測所の1箇所であり、位置は図4.1.1.5に示すとおりです。諏訪特別地域気象観測所における過去10年間の気象概況は、表4.1.1.1に、令和元年の月別の気象概況は、表4.1.1.2及び図4.1.1.2～図4.1.1.4に示すとおりです。

諏訪特別地域気象観測所における過去10年間の気象概況は、年平均気温が11.0～12.3℃、年間降水量が1,058.5～1,560.5mm、最多風向は西北西、年平均風速は3.1～3.3m/s、最深積雪量は2～52cmとなっています。

令和元年の気象概況は、平均気温が12.0℃、年間降水量が1,265.0mm、平均風速は3.3m/s、最多風向は西北西となっています。

表 4.1.1.1 過去10年間（平成22年～令和元年）の気象概況

項目 年次	気温（℃）			年間 降水量 （mm）	最多風向	平均風速 （m/s）	最大風速 （m/s）	最深積雪量 （cm）
	平均	最高	最低					
平成22年	11.8	33.7	-10.3	1,504.0	西北西	3.1	13.4	11
平成23年	11.2	34.0	-10.7	1,467.5	西北西	3.1	13.5	22
平成24年	11.1	33.4	-13.9	1,278.5	西北西	3.2	15.4	16
平成25年	11.4	34.4	-14.4	1,304.0	西北西	3.3	16.2	26
平成26年	11.0	33.4	-11.0	1,369.5	西北西	3.2	14.1	52
平成27年	11.9	33.9	-11.2	1,306.5	西北西	3.1	14.3	21
平成28年	12.2	32.7	-13.0	1,560.5	西北西	3.3	13.5	12
平成29年	11.2	32.9	-10.9	1,058.5	西北西	3.3	15.0	14
平成30年	12.3	34.9	-11.3	1,429.0	西北西	3.3	17.1	17
令和元年	12.0	34.7	-9.5	1,265.0	西北西	3.3	16.2	2
平均	11.6	33.8	-11.6	1,354.3	西北西	3.2	14.9	19.3

注：値）統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。

出典：「気象統計情報」（令和2年3月 気象庁）

表 4.1.1.2 月別の気象概況（令和元年）

項目		月												年間	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
諏訪特別地域気象観測所	気温(°C)	平均	-0.8	1.1	4.6	9.1	15.8	18.8	22.3	25.0	21.3	15.2	7.7	3.3	12.0
		最高	8.8	16.0	19.9	23.3	31.0	27.9	33.5	34.7	31.3	26.9	19.9	13.5	34.7
		最低	-9.5	-8.0	-3.9	-3.5	0.9	11.5	16.6	17.9	11.9	7.2	-2.5	-4.8	-9.5
	降水量合計(mm)	9.5	27.0	68.0	54.5	83.5	177.0	250.0	225.0	29.5	266.5	23.5	51.0	1,265.0	
	平均風速(m/s)	3.5	3.6	3.7	3.9	3.3	2.9	2.5	2.9	3.3	3.4	3.2	2.9	3.3	
	最多風向	西北西	西北西	西北西	西北西	南東	南東	南東	南東	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	

出典：「気象統計情報」（令和2年3月 気象庁）

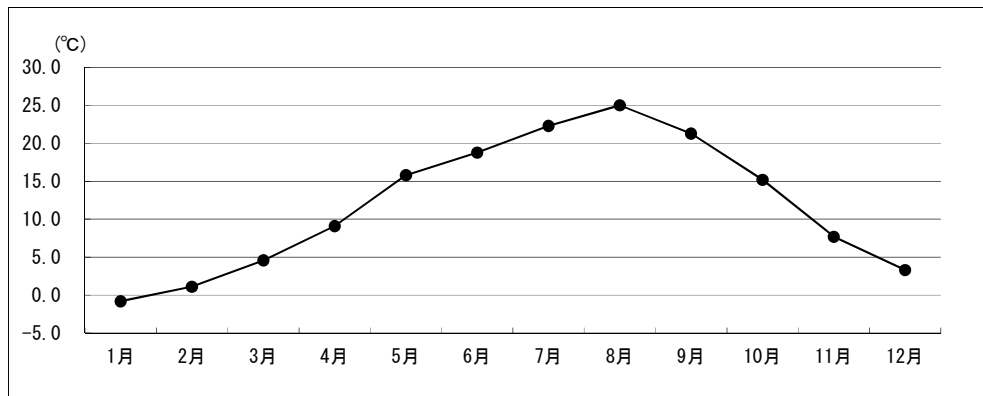


図 4.1.1.2 月平均気温（令和元年）

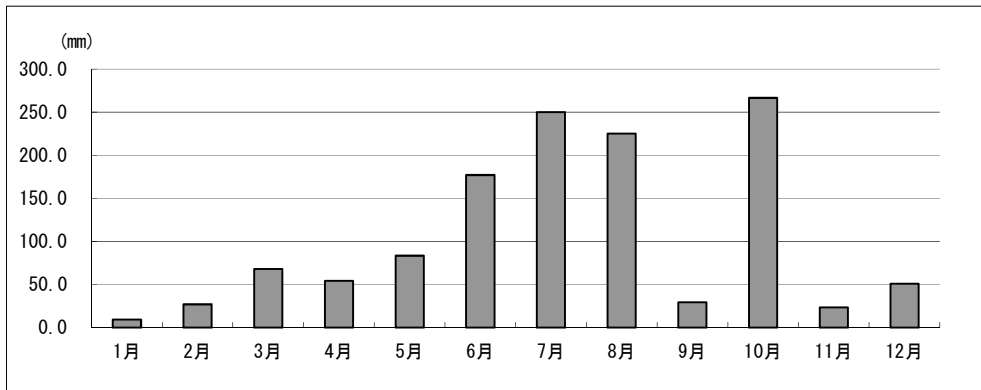


図 4.1.1.3 月降水量（令和元年）

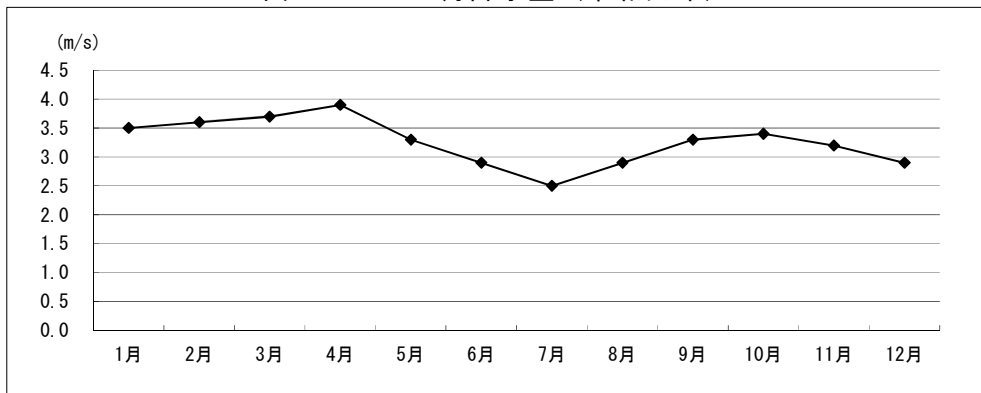
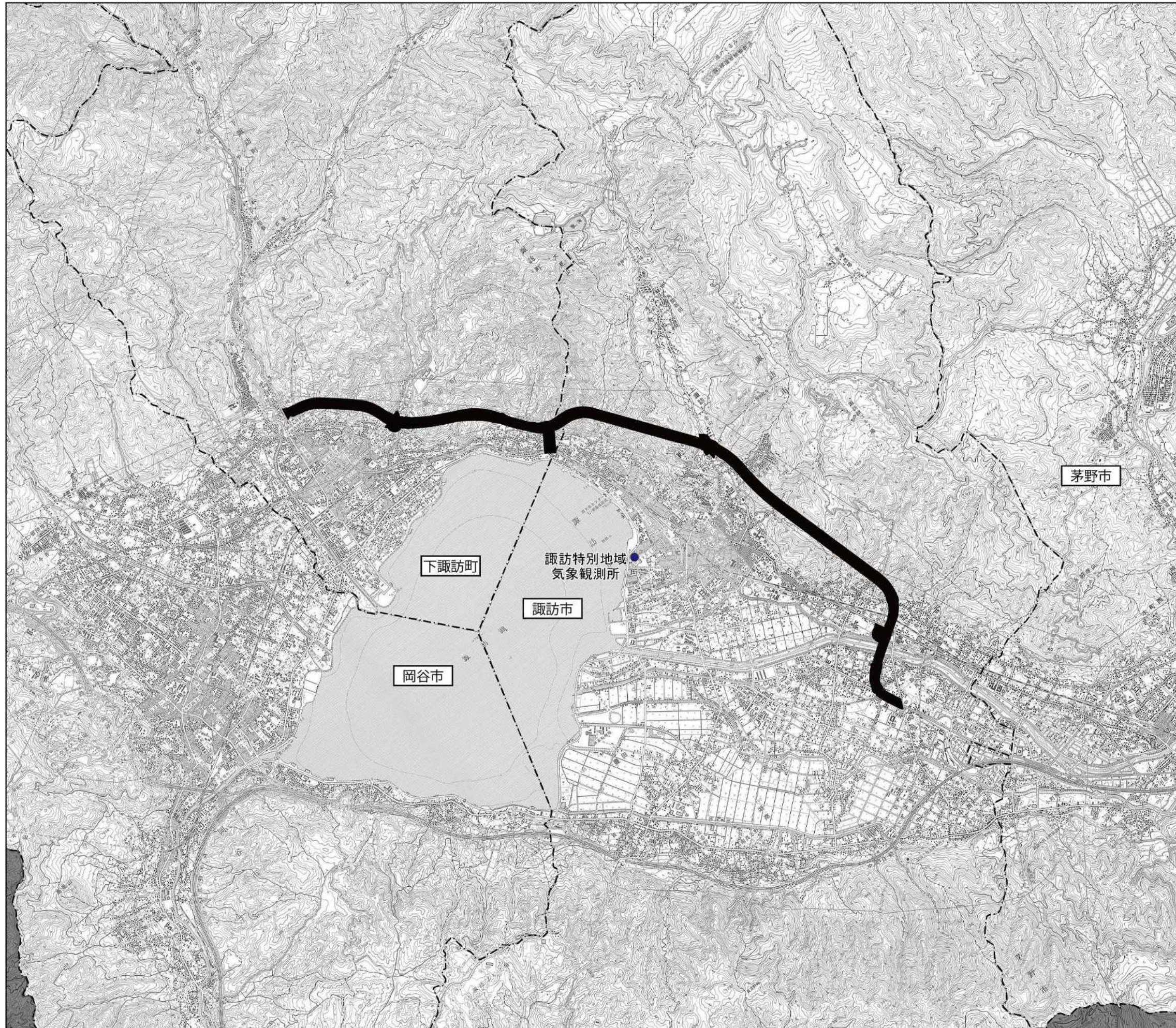


図 4.1.1.4 月別平均風速（令和元年）

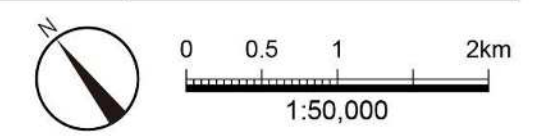
図 4.1.1.5 気象観測所位置図



記号	名称
●	気象観測所

出典：「気象統計情報」（令和2年3月 気象庁）

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外



2) 大気質の状況

長野県では、県下の大気汚染状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局（以下「常監局」といいます。）を設置し、大気汚染状況の常時監視を行っています。

調査区域に設置されている常監局のうち、一般環境大気測定局（以下「一般局」といいます。）としては、諏訪市に1箇所あります。自動車排出ガス測定局（以下「自排局」といいます。）としては、岡谷市に1箇所あります。

各測定局の測定項目は表 4.1.1.3に、過去5年間の主な大気質の概況は表 4.1.1.4に、測定局の位置は図 4.1.1.11に示すとおりです。

また、有害大気汚染物質の測定局として、全国標準監視地点が諏訪市に1箇所、地域特設監視地点が岡谷市に1箇所あります。

表 4.1.1.3 常監局の位置及び測定項目（平成29年度）

測定局区分	測定局名	所在地	測定項目				
			二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学オキシダント (O _x)
一般局	諏訪	諏訪市上川 1-1644-10	○	○	○	○	○
自排局	岡谷インターチェンジ	岡谷市今井 1660-4	—	○	○	○	—

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.1.4 大気質の概況（平成25年度～平成29年度の年平均値の経年変化）

測定局名	物質	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
諏訪	SO ₂	ppm	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001
	NO ₂	ppm	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006
	SPM	mg/m ³	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
	PM2.5	μg/m ³	9.5	8.0	7.3	8.0	6.8
	O _x [※]	ppm	0.034	0.035	0.035	0.036	0.037
岡谷インターチェンジ	SO ₂	ppm	—	—	—	—	—
	NO ₂	ppm	0.021	0.020	0.018	0.016	0.016
	SPM	mg/m ³	0.013	0.014	0.013	0.011	0.012
	PM2.5	μg/m ³	10.1	7.6	6.7	7.8	6.5
	O _x	ppm	—	—	—	—	—

※：O_xは昼間の1時間値の年平均値を示す。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

調査区域の測定局における二酸化硫黄濃度は、表 4.1.1.5及び図 4.1.1.6に示すとおりです。

平成 29 年度における一般局の日平均値の年間 2%除外値は 0.002ppm、1 時間値の最高値は 0.035ppm であり、いずれも環境基準を達成しています。

過去 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）の年平均値の推移をみると、減少傾向にあります。

表 4.1.1.5 (1) 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果 (平成 29 年度)

測定局区分	測定局名	有効測定日数	測定時間		年平均値		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		年平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm				ppm	長期的評価
一般局	諏訪	360	8635	0.001	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.035	0.002	○	達成	達成

注：長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：測定を行った日について、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。かつ、測定を行った時間について、各1時間値が0.1ppm以下であること。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」(平成31年3月 長野県環境部水大気環境課)

表 4.1.1.5 (2) 二酸化硫黄 (SO₂) の年平均値の経年変化 (単位：ppm)

測定局区分	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	諏訪	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」(平成31年3月 長野県環境部水大気環境課)

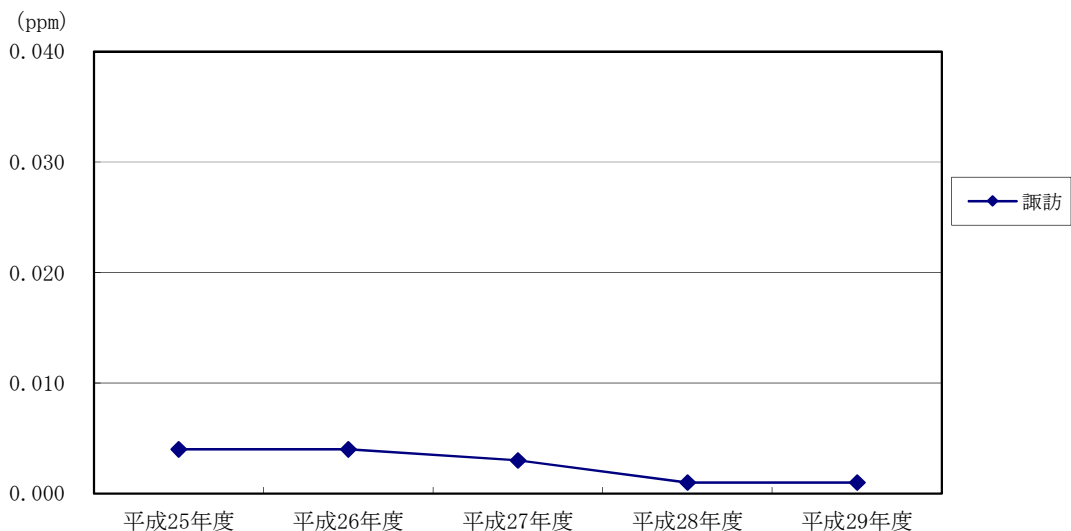


図 4.1.1.6 二酸化硫黄 (SO₂) の年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

調査区域の測定局における二酸化窒素濃度は、表 4.1.1.6及び図 4.1.1.7に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 98%値は、一般局が 0.020ppm、自排局は 0.029ppm であり、いずれも環境基準を達成しています。

過去 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）の年平均値の推移をみると、一般局でほぼ横ばい傾向に、自排局でやや減少傾向にあります。

表 4.1.1.6 (1) 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (平成 29 年度)

測定局区分	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の達成状況
						日	%	日	%			
一般局	諏訪	359	8661	0.006	0.048	0	0.0	0	0.0	0.020	0	達成
自排局	岡谷インターチェンジ [※]	362	8645	0.016	0.065	0	0.0	0	0.0	0.029	0	達成

注：環境基準：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、日平均値の年間98%値が0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」(平成31年3月 長野県環境部水大気環境課)

表 4.1.1.6 (2) 二酸化窒素 (NO₂) の年平均値の経年変化 (単位：ppm)

測定局区分	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	諏訪	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006
自排局	岡谷インターチェンジ [※]	0.021	0.020	0.018	0.016	0.016

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」(平成31年3月 長野県環境部水大気環境課)

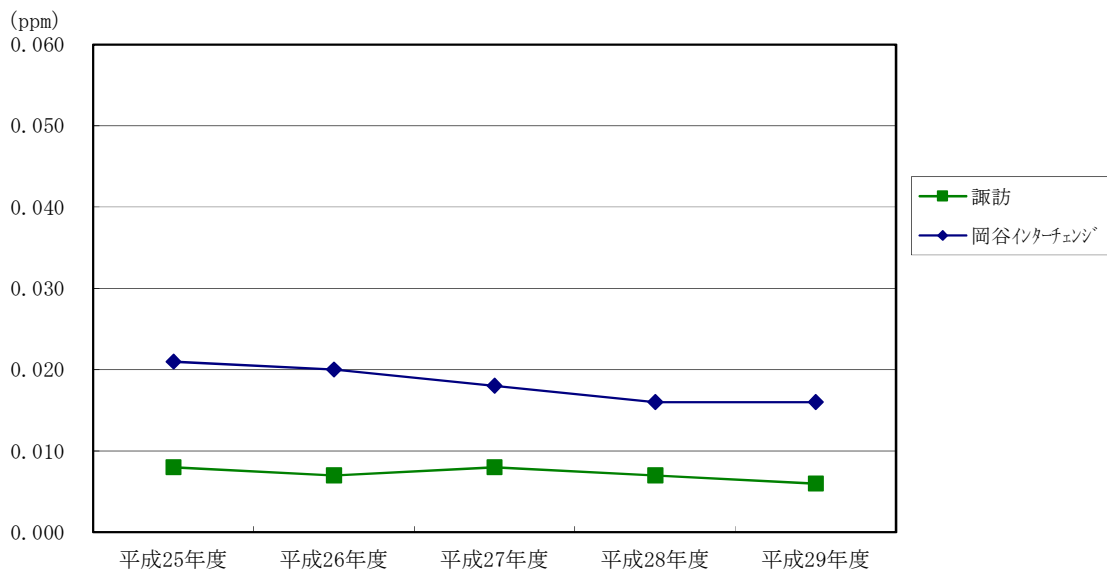


図 4.1.1.7 二酸化窒素 (NO₂) の年平均値の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

調査区域の測定局における浮遊粒子状物質濃度は、表 4.1.1.7及び図 4.1.1.8に示すとおりです。

平成 29 年度における日平均値の年間 2%除外値は、一般局が 0.027mg/m³、自排局が 0.028mg/m³、1 時間値の最高値は、一般局が 0.085mg/m³、自排局が 0.046mg/m³であり、いずれも環境基準を達成しています。

過去 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）の年平均値の推移をみると、全ての測定局でほぼ横ばい傾向にあります。

表 4.1.1.7 (1) 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果 (平成 29 年度)

測定局区分	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
					日	時間	mg/m ³	時間				%	日
一般局	諏訪	361	8685	0.011	0	0.0	0	0.0	0.085	0.027	○	達成	達成
自排局	岡谷インターチェンジ	362	8695	0.012	0	0.0	0	0.0	0.046	0.028	○	達成	達成

注：長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

短期的評価：測定を行った日について、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること。かつ、測定を行った時間について、各1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.1.7 (2) 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年変化 (単位：mg/m³)

測定局区分	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	諏訪	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
自排局	岡谷インターチェンジ	0.013	0.014	0.013	0.011	0.012

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

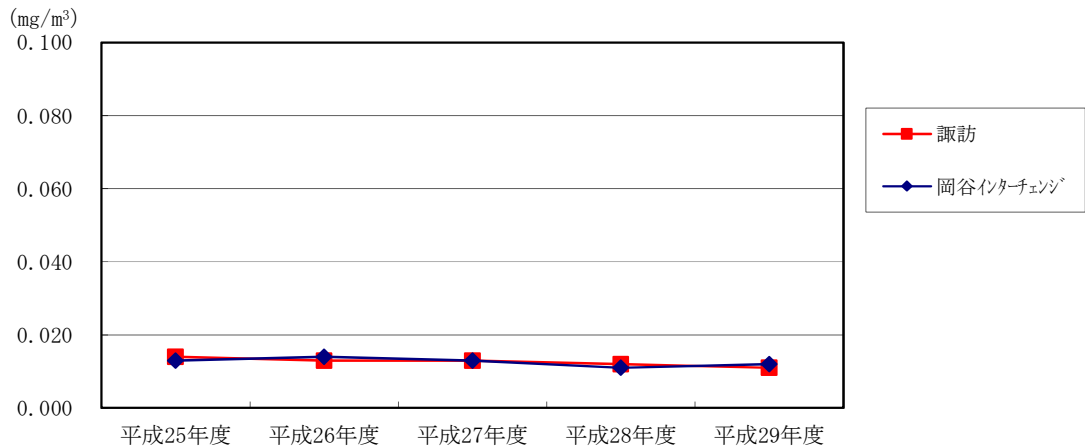


図 4.1.1.8 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年変化

(4) 光化学オキシダント (O_x)

調査区域の測定局における光化学オキシダント濃度は、表 4.1.1.8及び図 4.1.1.9 に示すとおりです。

平成 29 年度における一般局の昼間の 1 時間値の最高値は 0.090ppm であり、環境基準を超過しています。

過去 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）の昼間の 1 時間値の年平均値の推移をみると、ほぼ横ばい傾向にあります。

表 4.1.1.8 (1) 光化学オキシダント (O_x) の測定結果 (平成 29 年度)

測定局区分	測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の達成状況
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
一般局	諏訪	365	5434	0.037	78	508	0	0	0.090	0.048	未達成

注1：環境基準：1時間値が0.06ppm 以下であること。

注2：昼間は5時から20時である。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.1.8 (2) 光化学オキシダント (O_x) の昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化 (単位：ppm)

測定局区分	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	諏訪	0.034	0.035	0.035	0.036	0.037

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

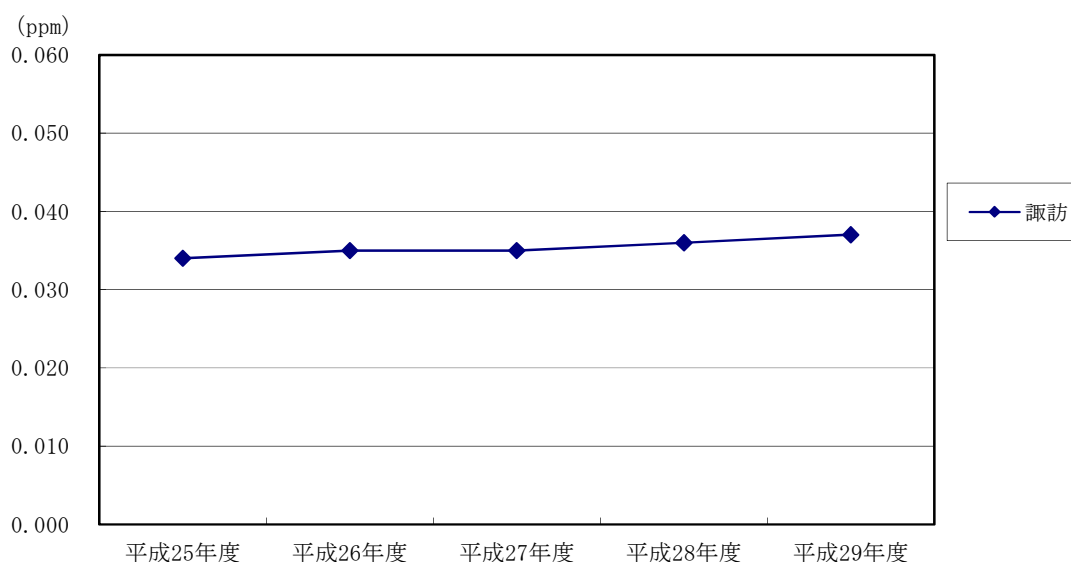


図 4.1.1.9 光化学オキシダント (O_x) の昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

調査区域の測定局における微小粒子状物質濃度は、表 4.1.1.9及び図 4.1.1.10に示すとおりです。

平成 29 年度における年平均値は、一般局が $6.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局が $6.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間 98%値は、一般局が $19.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局が $19.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれも環境基準を達成しています。

過去 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）の年平均値の推移をみると、やや減少傾向にあります。

表 4.1.1.9 (1) 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (平成 29 年度)

測定局区分	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	環境基準の達成状況	
					日	%		長期基準	短期基準
一般局	諏訪	358	8628	6.8	0	0.0	19.5	達成	達成
自排局	岡谷インターチェンジ	325	7852	6.5	0	0.0	19.0	達成	達成

注：長期基準：1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1日平均値のうち、年間98パーセント値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.1.9 (2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局区分	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	諏訪	9.5	8.0	7.3	8.0	6.8
自排局	岡谷インターチェンジ	10.1	7.6	6.7	7.8	6.5

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

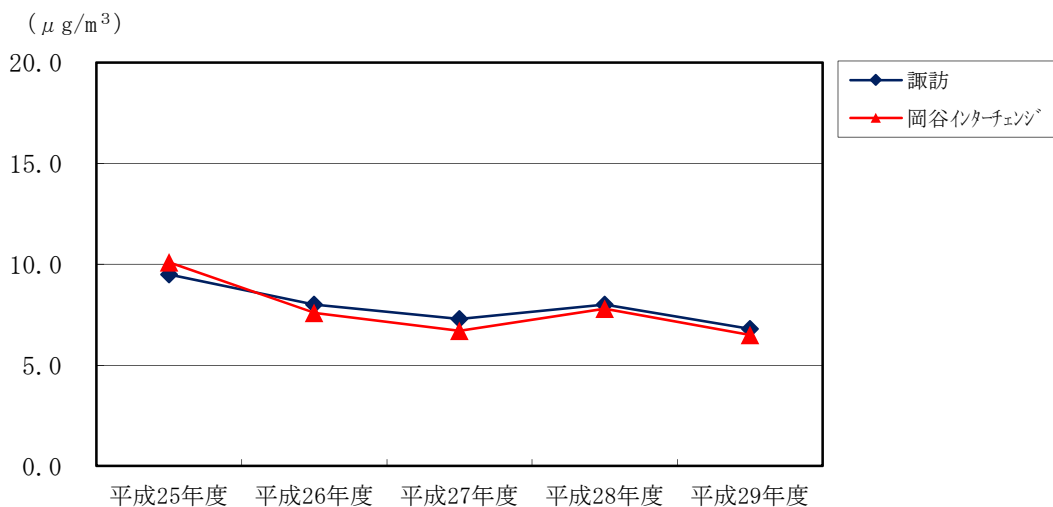


図 4.1.1.10 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化

(6) ダイオキシン類

調査区域の測定局におけるダイオキシン類濃度は、表 4.1.1.10に示すとおりです。

平成 28 年度における一般局の年平均値は、0.0077pg-TEQ/m³であり、環境基準を達成しています。

表 4.1.1.10 (1) ダイオキシン類の測定結果 (平成 28 年度)

測定局区分	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の達成状況
一般局	諏訪	0.0077	達成

注：環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

出典：「平成28年度大気汚染等測定結果」(平成30年3月 長野県環境部水大気環境課)

表 4.1.1.10 (2) ダイオキシン類の年平均値の経年変化 (単位：pg-TEQ/m³)

測定局区分	測定局名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般局	諏訪	—	0.014	—	0.0077	—

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」(平成31年3月 長野県環境部水大気環境課)

(7) 有害大気汚染物質

調査区域における有害大気汚染物質濃度は、表 4.1.1.11に示すとおりです。

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、平成 29 年度における年平均値をみると、ベンゼンは岡谷局で $0.70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、諏訪局で $0.73 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンは、岡谷局で $6.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、諏訪局で $4.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンは、岡谷局で $0.058 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、諏訪局で $0.055 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンは、岡谷局で $6.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、諏訪局で $3.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれも環境基準を達成しています。

環境省が設定した環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下、「指針値」といいます。）として、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ヒ素及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物が設定されています。平成 29 年度における岡谷局及び諏訪局の年平均値をみると、いずれの物質も指針値より大幅に低い値を示しています。

平成 25 年度～平成 29 年度の有害大気汚染物質の年平均値の経年変化をみると、いずれの物質もほぼ横ばいか、減少傾向にあります。

表 4.1.1.11 (1) 有害大気汚染物質の測定結果 (平成 29 年度)

物質名	測定局名	単位	年平均値	環境基準	指針値	環境基準 又は指針値 の達成状況
ベンゼン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.70	3	—	達成
	諏訪		0.73			達成
トリクロロエチレン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	6.9	200	—	達成
	諏訪		4.7			達成
テトラクロロエチレン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.058	200	—	達成
	諏訪		0.055			達成
ジクロロメタン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	6.0	150	—	達成
	諏訪		3.2			達成
アクリロニトリル	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.007	—	2	達成
	諏訪		0.015			達成
塩化ビニルモノマー	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.011	—	10	達成
	諏訪		0.010			達成
クロロホルム	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.22	—	18	達成
	諏訪		0.26			達成
1,2-ジクロロエタン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.14	—	1.6	達成
	諏訪		0.16			達成
水銀及びその化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	40	—
	諏訪		1.7			達成
ヒ素及びその化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	6	—
	諏訪		0.51			達成
ニッケル化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	25	—
	諏訪		0.77			達成
1,3-ブタジエン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.054	—	2.5	達成
	諏訪		0.059			達成
マンガン及びその化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	140	—
	諏訪		9.9			達成

注：指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」(平成31年3月 長野県環境部水大気環境課)

表 4.1.1.11 (2) 有害大気汚染物質の年平均値の経年変化

物質名	測定局名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	環境基準	指針値
ベンゼン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.74	0.81	0.76	0.64	0.70	3	—
	諏訪		0.86	0.91	0.80	0.65	0.73		
トリクロロエチレン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.5	4.1	6.7	5.0	6.9	200	—
	諏訪		2.5	3.5	3.6	2.3	4.7		
テトラクロロエチレン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13	0.18	0.21	0.14	0.058	200	—
	諏訪		0.11	0.19	0.21	0.13	0.055		
ジクロロメタン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	13	4.8	6.5	4.4	6.0	150	—
	諏訪		2.0	2.0	2.6	1.5	3.2		
アクリロニトリル	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.041	0.037	0.050	0.021	0.007	—	2
	諏訪		0.089	0.060	0.063	0.026	0.015		
塩化ビニルモノマー	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.018	0.022	0.038	0.013	0.011	—	10
	諏訪		0.013	0.022	0.039	0.010	0.010		
クロロホルム	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.20	0.19	0.21	0.17	0.22	—	18
	諏訪		0.24	0.26	0.24	0.18	0.26		
1,2-ジクロロエタン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0.20	0.15	0.14	0.14	—	1.6
	諏訪		0.17	0.20	0.15	0.14	0.16		
水銀及びその化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	—	—	—	—	40
	諏訪		2.1	2.2	1.9	1.8	1.7		
ヒ素及びその化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	—	—	—	—	6
	諏訪		1.1	0.54	0.39	0.48	0.51		
ニッケル化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	—	—	—	—	25
	諏訪		1.6	1.9	0.89	0.87	0.77		
1,3-ブタジエン	岡谷	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.10	0.078	0.089	0.056	0.054	—	2.5
	諏訪		0.12	0.091	0.098	0.050	0.059		
マンガン及びその化合物	岡谷	ng/m^3	—	—	—	—	—	—	140
	諏訪		10	7.7	6.3	6.9	9.9		

注：月毎の測定結果が検出下限値未満の場合は、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出。

出典：「平成29年度大気汚染等測定結果」（平成31年3月 長野県環境部水大気環境課）

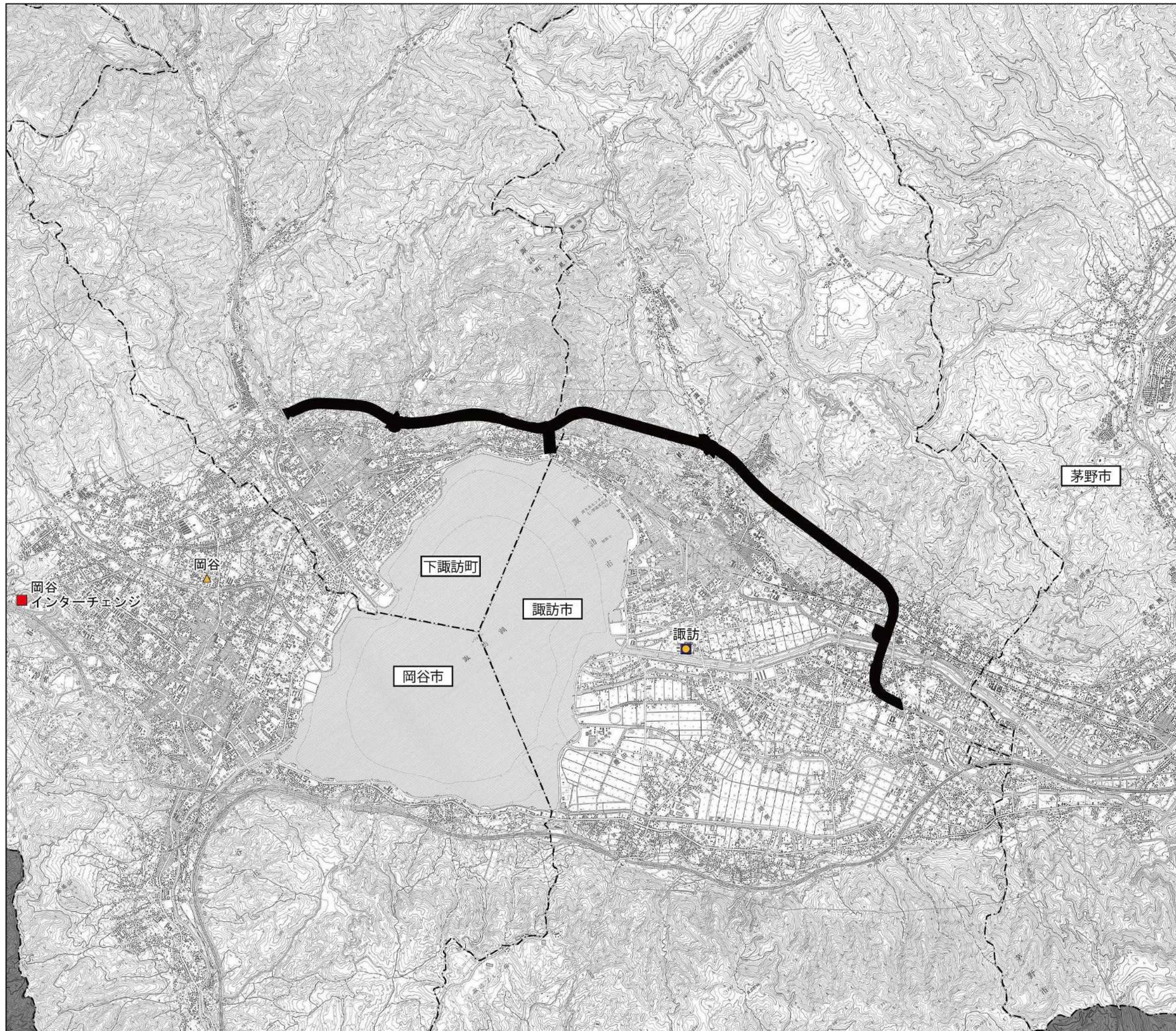
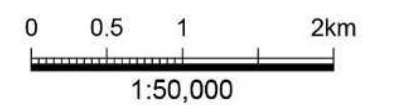


図 4.1.1.11 大気質の測定局の位置図

記号	名称
■	自動車排出ガス測定局
■	一般環境大気測定局
●	全国標準監視地点
▲	地域特設監視地点

出典：「平成 29 年度大気汚染等測定結果」
(平成 31 年 3 月 長野県環境部水大気環境課)

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外



3) 騒音の状況

調査区域における道路交通騒音の調査地点は図 4.1.1.12に示すとおりであり、測定結果は表 4.1.1.12に示すとおりです。

測定結果をみると、昼間夜間ともに環境基準を達成している地点は、36 地点中 26 地点あります。

表 4.1.1.12 (1) 道路交通騒音の測定結果(自動車騒音の常時監視)

番号	路線名	測定地点の住所	車線数	環境基準 類型	等価騒音 レベル(dB)		環境基準 との比較		測定 年度
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	中央自動車道西宮線	諏訪市大字中洲	4	B	56	52	○	○	H29
2	長野自動車道	岡谷市成田町2丁目3	4	B	58	55	○	○	H28
3	一般国道20号	岡谷市今井	3	-	59	56	○	○	H29
4	一般国道20号	岡谷市長地	2	C	65	64	○	○	H29
5	一般国道20号	岡谷市長地源2丁目	2	C	70	70	○	×	H29
6	一般国道20号	諏訪市諏訪2丁目5	2	C	70	66	○	×	H26
7	一般国道20号	諏訪市大字四賀	2	C	71	67	×	×	H27
8	一般国道20号	諏訪市沖田町	2	C	63	61	○	○	H27
9	一般国道20号	茅野市中沖	2	C	65	62	○	○	H29
10	一般国道20号	茅野市ちの	2	B	64	59	○	○	H29
11	一般国道20号	茅野市宮川	2	C	65	62	○	○	H29
12	一般国道20号	茅野市宮川	2	C	69	68	○	×	H29
13	一般国道152号	茅野市宮川	2	B	68	66	○	×	H26
14	岡谷茅野線	岡谷市天竜町3丁目12	2	B	66	57	○	○	H26
15	岡谷茅野線	岡谷市湊4丁目1	2	B	70	67	○	×	H26
16	岡谷茅野線	岡谷市湊5丁目11	2	B	67	63	○	○	H26
17	岡谷茅野線	諏訪市大字豊田	2	C	68	64	○	○	H29
18	岡谷茅野線	諏訪市大字豊田	2	-	64	61	○	○	H30
19	岡谷茅野線	諏訪市大字湖南	2	B	68	66	○	×	H30
20	岡谷茅野線	茅野市宮川	2	B	72	68	×	×	H27
21	岡谷茅野線	茅野市宮川	2	B	66	63	○	○	H27
22	岡谷下諏訪線	岡谷市南宮2丁目	2	B	68	61	○	○	H27
23	諏訪辰野線	諏訪市城南2丁目	2	-	64	55	○	○	H28
24	諏訪辰野線	諏訪市渋崎	2	B	63	57	○	○	H28
25	下諏訪辰野線	岡谷市長地柴宮1丁目4	2	B	64	57	○	○	H30
26	諏訪湖四賀線	諏訪市大字四賀	2	C	68	65	○	○	H26
27	檜川岡谷線	岡谷市山下町1丁目	2	C	67	65	○	○	H27
28	茅野停車場八子ヶ峰公園線	茅野市米沢	2	B	69	63	○	○	H28
環境基準					70	65	-		
要請限度					75	70			

注1：環境基準及び要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例の基準値を示す。

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

また、近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、2車線を超える場合は20mの区間をいう。

注2：環境基準との比較

○：達成、×：超過

注3：昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～翌6：00

出典：「自動車騒音の常時監視結果」（令和2年3月 環境省）

表 4.1.1.12 (2) 道路交通騒音の測定結果(道路環境センサス)

番号	路線名	測定地点の住所	車線数	環境基準 種類	等価騒音 レベル(dB)		環境基準 との比較		測定 年度
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道20号	岡谷市長地 6152	2	B	63	64	○	○	H17
2	一般国道20号	岡谷市長地出早 2-12	4	C	55	56	○	○	H17
3	一般国道20号	岡谷市長地芝宮 2-3398-1	2	C	69	66	○	×	H22
4	一般国道20号	諏訪市赤羽 3-28	2	C	67	62	○	○	H22
5	一般国道20号	茅野市上原 1095-1	2	B	74	69	×	×	H22
6	一般国道20号	諏訪市大字中洲字砂田 2922	4	C	62	58	○	○	H17
7	一般国道20号	茅野市ちの字丁田 2766-5	4	C	62	61	○	○	H17
8	一般国道20号	茅野市宮川字下河原 3833-1	2	C	66	64	○	○	H20
環境基準					70	65	—		
要請限度					75	70	—		

注1：環境基準及び要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例の基準値を示す。

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

また、近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、2車線を超える場合は20mの区間をいう。

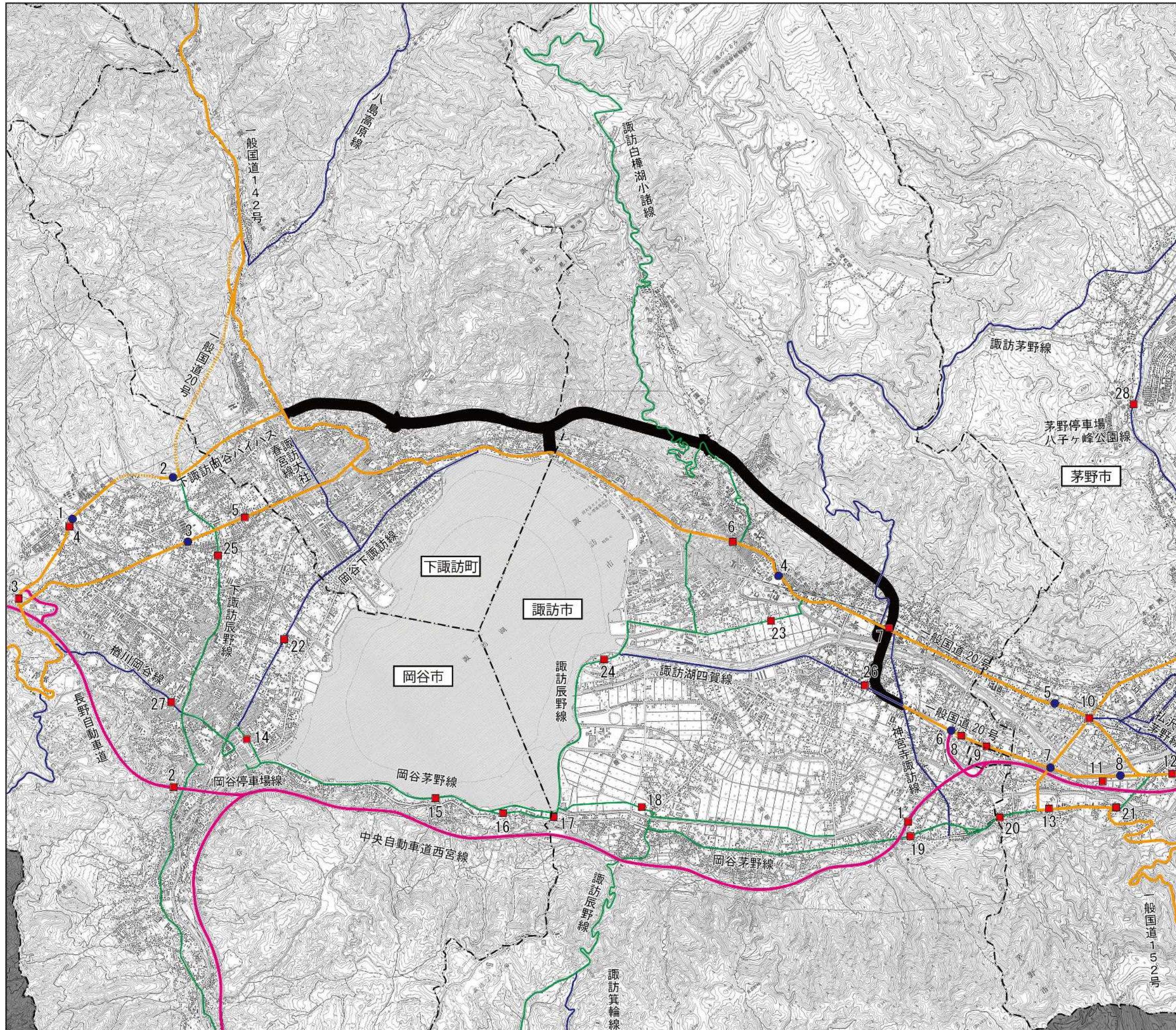
注2：環境基準との比較

○：達成、×：超過

注3：昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～翌6：00

出典：「H22 長野国道管内道路環境センサス調査業務」（平成 23 年 1 月 国土交通省長野国道事務所）

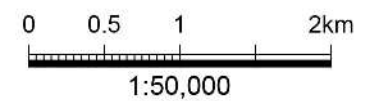
図 4.1.1.12 騒音調査地点位置図



記号	名称
■	自動車騒音測定位置
●	道路環境センサス実測箇所
— (thick pink)	高速自動車道
— (orange)	一般国道
— (blue)	一般県道
— (green)	主要地方道

出典：「自動車騒音の常時監視結果」
 (令和2年3月 環境省)
 「平成22年度長野国道管内道路環境センサス調査業務」
 (平成23年1月 国土交通省長野国道事務所)

記号	名称
— (thick black)	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■ (grey)	調査対象外



4) **振動の状況**

調査区域においては、振動の測定結果に関する公表資料はありません。

5) **低周波音の状況**

調査区域においては、低周波音の測定結果に関する公表資料はありません。

4.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象の状況

(1) 河川

調査区域における主要な河川は表 4.1.2.1に、位置は図 4.1.2.1に示すとおりです。

調査区域には、天竜川水系に属す一級河川が 25 河川存在します。

表 4.1.2.1 主要な河川の概要

番号	水系名	河川名	河川延長(m)
1	天竜川水系 一級河川	天竜川	118,453
2		大川	2,300
3		塚間川	4,400
4		横河川	12,753
5		十四瀬川	3,650
6		福沢川	3,400
7		砥川	11,990
8		東俣川	8,116
9		承知川	2,500
10		千本木川	750
11		衣之渡川	1,038
12		島崎川	4,825
13		角間川	7,961
14		上川(派川、中門川を含む)	40,984
15		中門川	
16		舟渡川	4,343
17		宮川	22,848
18		鴨池川	3,000
19		武井田川	3,600
20		新川	4,130
21		下馬沢川	2,000
22		取翻川	650
23		茅野横河川	2,700
24		檜沢川	2,500
25		前島川	1,860

出典：「河川調書」（平成11年4月 長野県）

(2) 湖沼

調査区域における主要な湖沼は表 4.1.2.2に、位置は図 4.1.2.1 に示すとおりです。

調査区域には、湖沼として諏訪湖が存在します。

表 4.1.2.2 主要な湖沼の概要

番号	湖沼名	湖面積(km ²)
1	諏訪湖	13.3

出典：「諏訪建設事務所管内図」（平成29年3月 長野県）

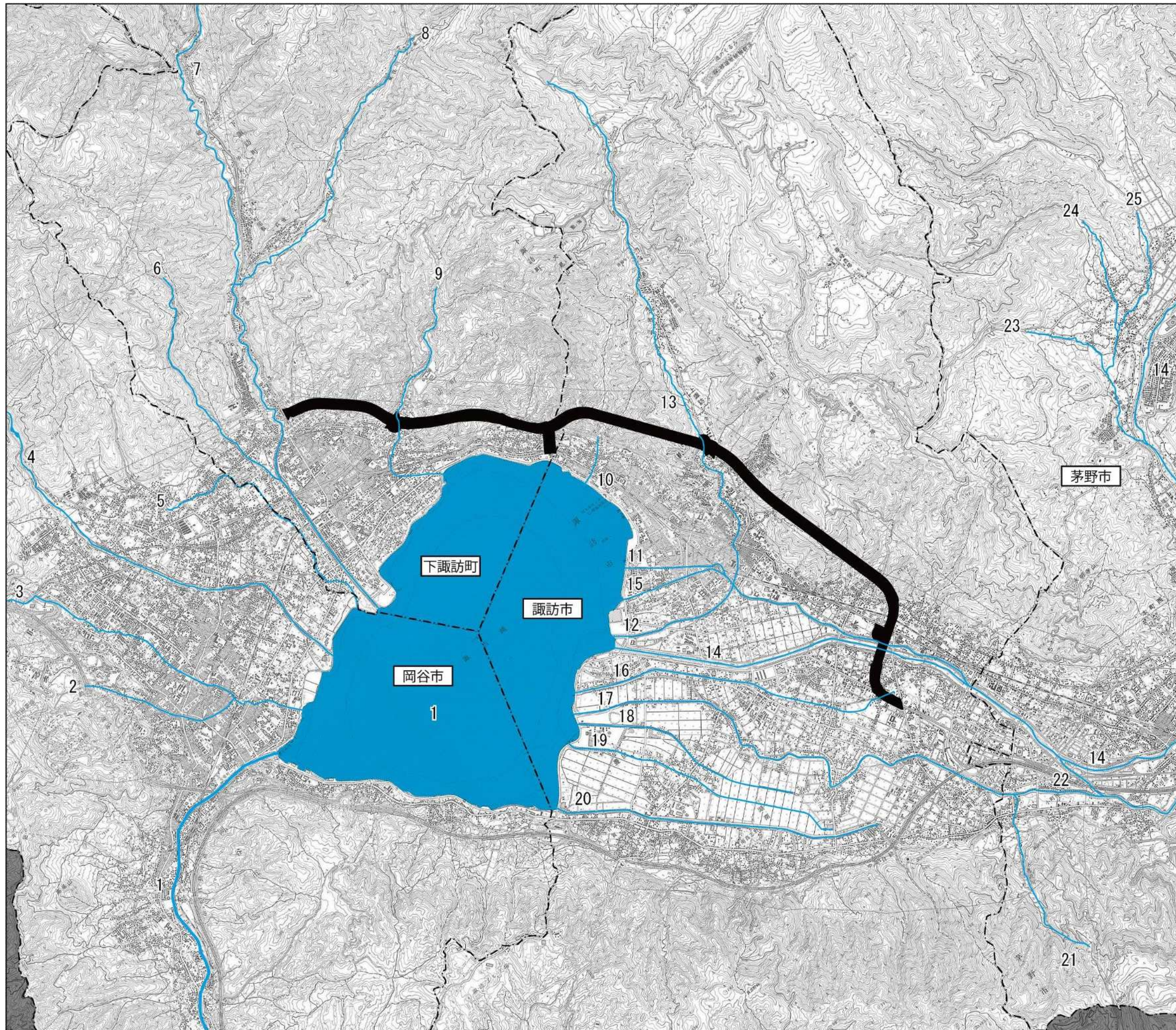
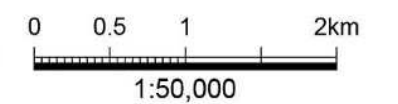


図 4.1.2.1 河川及び湖沼位置図

記号	名称	備考	
	<河川>		
1	天竜川	14 上川	
2	大川	(派川中門川を含む)	
3	塚間川	15 中門川	
4	横河川	16 舟渡川	
5	十四瀬川	17 宮川	
6	福沢川	18 鴨池川	一級河川
7	砥川	19 武井田川	
8	東俣川	20 新川	
9	承知川	21 下馬沢川	
10	千本木川	22 取籾川	
11	衣之渡川	23 茅野横河川	
12	島崎川	24 檜沢川	
13	角間川	25 前島川	
	<湖沼>		
1	諏訪湖		

出典：「河川調査」（平成 11 年 4 月 長野県）
「諏訪建設事務所管内図」（平成 29 年 3 月 長野県）

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



2) 水質の状況及び水底の底質の状況

(1) 河川及び湖沼の水質

ア. 生活環境項目

調査区域における河川及び湖沼の水質（生活環境項目）の調査地点は、図 4.1.2.4 に示すとおりです。調査区域では、平成 30 年度において、河川の調査は 5 水域 5 地点、湖沼の調査は 1 水域 3 地点で行われています。

調査結果は、表 4.1.2.3～表 4.1.2.5に示すとおりです。

河川では、平成 30 年度は、生物化学的酸素要求量（BOD）及び溶存酸素量（DO）は 5 地点すべてにおいて、水素イオン濃度（pH）は 5 地点中 4 地点において、浮遊物質量（SS）は 5 地点中 3 地点において、大腸菌群数は 5 地点中 1 地点において環境基準を達成しています。

湖沼では、平成 30 年度は、溶存酸素量（DO）は 3 地点中 1 地点において、全磷はすべての地点において環境基準を達成しています。水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、大腸菌群数、全窒素はすべての調査地点において環境基準を超過しています。

表 4.1.2.3 河川における水質調査結果（平成 30 年度）

水系名	番号	水域名	調査地点	類型	達成期間	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
						最小値～最大値	年間75%値 (mg/L)	最小値～最大値 (mg/L)	最小値～最大値 (mg/L)	最小値～最大値 (MPN/100mL)
諏訪湖水域	1	天竜川	釜口水門 (岡谷市)	B	ロ	6.7～ <u>10</u>	2.7	5～18	7.8～13	7～2,900
	2	宮川	宮川橋 (諏訪市)	A	ハ	7.3～8.2	0.7	1～ <u>27</u>	8.7～12	260～ <u>12,000</u>
	3	上川	渋崎橋 (諏訪市)	A	イ	7.2～7.9	0.6	1～12	8.3～11	200～ <u>5,600</u>
	4	砥川	鷹の橋 (下諏訪町)	A	イ	7.0～7.7	0.5	1～ <u>28</u>	8.6～12	33～ <u>3,300</u>
	5	横河川	よこかわ川橋 (岡谷市)	A	イ	7.4～8.2	0.8	<1～7	8.1～11	130～ <u>24,000</u>
環境基準				A類型	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	
				B類型		3mg/L 以下		5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下	

注1：下線は、環境基準を超過していることを示す。

注2：調査結果に“<”がある項目は、報告下限値未満であったことを示す。

注3：調査結果及び環境基準は、日間平均値である。ただし、BODは年間75%値^{注4}を環境基準値と比較する。

注4：「年間75%値」はn個の日間平均値を水質の良いものから順に並べたときの(n×0.75)番目の値を示す。

注5：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成30年度水質、大気及び化学物質測定結果」（令和元年6月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.2.4 湖沼における水質調査結果（平成 30 年度）

水系名	番号	水域名	調査地点	類型	達成期間	水素 イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
						最小値～最大値	年間75%値 (mg/L)	最小値～最大値 (mg/L)	最小値～最大値 (mg/L)	最小値～最大値 (MPN/100mL)
天竜川 (諏訪湖水域)	6	諏訪湖	湖心	A	ハ	7.6～ <u>9.3</u>	<u>4.7</u>	<u>6</u> ～ <u>29</u>	<u>4.7</u> ～13	5～ <u>9,300</u>
	7		初島西 (諏訪市)	A	ハ	7.4～ <u>9.6</u>	<u>5.0</u>	<u>8</u> ～ <u>23</u>	<u>4.8</u> ～13	20～ <u>7,700</u>
	8		塚間川沖200m (岡谷市)	A	ハ	7.6～ <u>9.9</u>	<u>5.0</u>	<u>6</u> ～ <u>22</u>	8.3～13	6～ <u>13,000</u>
環境基準				A類型		6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下

注 1：下線は、環境基準を超過していることを示す。

注 2：調査結果及び環境基準は、日間平均値である。ただし、COD は年間 75% 値^{注 3}を環境基準値と比較する。

注 3：「年間 75% 値」は n 個の日間平均値を水質の良いものから順に並べたときの (n×0.75) 番目の値を示す。

注 4：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成30年度水質、大気及び化学物質測定結果」（令和元年6月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.2.5 湖沼における全窒素及び全磷の水質調査結果（平成 30 年度）

水系名	番号	水域名	調査地点	類型	達成期間	全窒素	全磷
						年平均値 (mg/L)	年平均値 (mg/L)
天竜川 (諏訪湖水域)	6	諏訪湖	湖心	IV	ハ	<u>0.61</u>	0.039
	7		初島西 (諏訪市)	IV	ハ	<u>0.61</u>	0.041
	8		塚間川沖200m (岡谷市)	IV	ハ	<u>0.63</u>	0.045
環境基準				IV		0.6mg/L以下	0.05mg/L以下

注 1：下線は、環境基準を超過していることを示す。

注 2：調査結果及び環境基準は、測定値の年平均値である。

注 3：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成30年度水質、大気及び化学物質測定結果」（令和元年6月 長野県環境部水大気環境課）

各河川における過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の BOD の年間 75% 値の推移は、表 4.1.2.6 及び図 4.1.2.2 に示すとおりです。

釜口水門（岡谷市）において、平成 26 年度に環境基準を超過していますが、平成 27 年度以降は環境基準を達成しています。

表 4.1.2.6 河川における BOD（年間 75% 値）の経年変化

[単位：mg/L]

流域名	番号	水域名	調査地点	類型	達成期間	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
天竜川（諏訪湖水域）	1	天竜川	釜口水門（岡谷市）	B	ロ	3.3	2.8	2.5	2.6	2.7
	2	宮川	宮川橋（諏訪市）	A	ハ	1.0	0.9	0.9	1.1	0.7
	3	上川	渋崎橋（諏訪市）	A	イ	0.8	0.8	0.9	1.1	0.6
	4	砥川	鷹の橋（下諏訪町）	A	イ	0.6	0.7	0.7	0.9	0.5
	5	横河川	よこかわ川橋（岡谷市）	A	イ	0.7	0.8	0.9	1.1	0.8

注1：下線は、環境基準（A類型：2mg/L以下、B類型：3mg/L以下）を超過していることを示す。

注2：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成30年度水質、大気及び化学物質測定結果」（令和元年6月 長野県環境部水大気環境課）

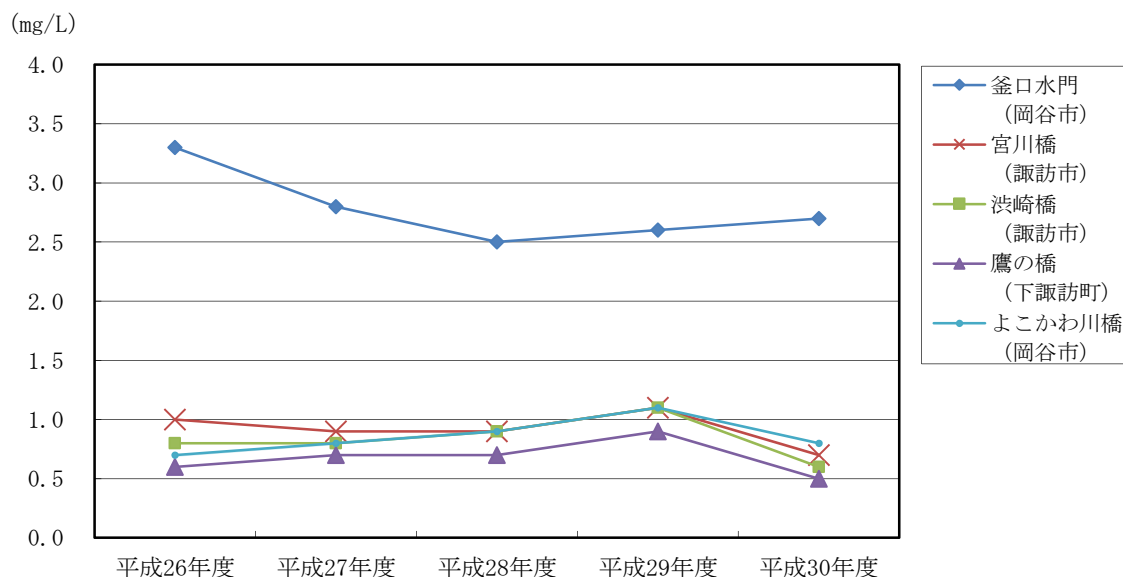


図 4.1.2.2 河川における BOD（年間 75% 値）の経年変化（mg/L）

湖沼における過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の COD の年間 75% 値の推移は、表 4.1.2.7 及び図 4.1.2.3 に示すとおりです。

すべての地点、すべての年度で環境基準を超過しています。

表 4.1.2.7 湖沼における COD（年間 75% 値）の経年変化

[単位：mg/L]

流域名	番号	水域名	調査地点	類型	達成期間	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
諏訪湖 天竜川 水域	6	諏訪湖	湖心	A	ハ	<u>5.8</u>	<u>5.6</u>	<u>5.0</u>	<u>5.3</u>	<u>4.7</u>
	7		初島西 (諏訪市)	A	ハ	<u>7.5</u>	<u>6.4</u>	<u>5.6</u>	<u>6.4</u>	<u>5.0</u>
	8		塚間川沖200m (岡谷市)	A	ハ	<u>5.9</u>	<u>5.5</u>	<u>5.3</u>	<u>5.1</u>	<u>5.0</u>

注1：下線は、環境基準(A類型：3mg/L以下)を超過していることを示す。

注2：達成期間

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的すみやかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成

出典：「平成30年度水質、大気及び化学物質測定結果」（令和元年6月 長野県環境部水大気環境課）

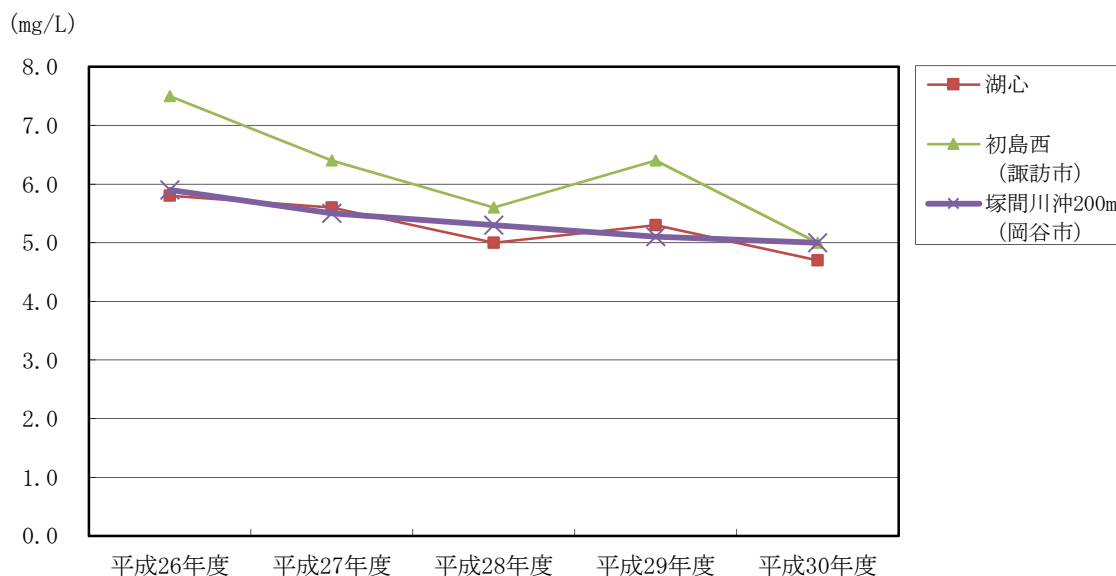


図 4.1.2.3 湖沼における COD（年間 75% 値）の経年変化（mg/L）

イ. 健康項目

調査区域における河川及び湖沼の水質（健康項目）の調査地点は、図 4.1.2.4 に示すとおりです。調査区域では、平成 30 年度において、河川の調査は 4 水域 4 地点、湖沼の調査は 1 水域 3 地点で行われています。

調査結果は表 4.1.2.8 に示すとおりです。

平成 30 年度は、すべての地点で環境基準を達成しています。

表 4.1.2.8 河川における水質調査結果（健康項目）（平成 30 年度）

[単位：mg/L]

水系名	水域名	番号	調査地点	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン
諏訪湖水域	宮川	2	宮川橋 (諏訪市)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
	上川	3	渋崎橋 (諏訪市)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
	砥川	4	鷹の橋 (下諏訪町)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
	横河川	5	よこかわ川橋 (岡谷市)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
(諏訪湖水域) 天竜川	諏訪湖	6	湖心	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
		7	初島西 (諏訪市)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
		8	塚間川沖200m (岡谷市)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	—	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
環境基準				0.003 以下	検出さ れない こと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出さ れない こと	検出さ れない こと	0.02 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.1 以下	0.04 以下

水系名	水域名	番号	調査地点	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
諏訪湖水域	宮川	2	宮川橋 (諏訪市)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	1.4	<0.08	0.02	<0.005
	上川	3	渋崎橋 (諏訪市)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.65	0.09	0.21	<0.005
	砥川	4	鷹の橋 (下諏訪町)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.35	<0.08	<0.02	<0.005
	横河川	5	よこかわ川橋 (岡谷市)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.37	<0.08	<0.02	<0.005
(諏訪湖水域) 天竜川	諏訪湖	6	湖心	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.20	0.08	0.10	<0.005
		7	初島西 (諏訪市)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.12	0.08	0.11	<0.005
		8	塚間川沖200m (岡谷市)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.10	0.08	0.10	<0.005
環境基準				1 以下	0.006 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下	0.05 以下

注1：調査結果及び環境基準は、測定値の平均値である。ただし、全シアンに係る環境基準については最高値とする。
 注2：調査集計値に“<”がある項目は、報告下限値であったことを、“-”は調査地点において調査されていないことを示す。
 注3：「検出されないこと」とxは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限x(0.0005mg/L)を下回ることをいう。

出典：「平成30年度水質測定結果」（令和元年11月 長野県環境部水大気環境課）

ウ. 公共用水域に係るダイオキシン類

ア) 水質 (河川・湖沼)

調査区域における公共用水域の水質に係るダイオキシン類の調査地点は、図 4.1.2.4 に示すとおりです。調査区域では、平成 30 年度において、諏訪湖 (湖心) の 1 地点で調査が行われています。

調査結果は、表 4.1.2.9 に示すとおりです。

平成 30 年度は、環境基準を達成しています。

表 4.1.2.9 公共用水域に係るダイオキシン類の調査結果 (平成 30 年度)

水域名	番号	調査地点	水質 (pg-TEQ/L)
天竜川 (諏訪湖水域)	6	諏訪湖 (湖心)	0.14
環境基準			年平均値が1pg-TEQ/L以下であること

出典:「平成 30 年度水質、大気及び化学物質測定結果」(令和元年 6 月 長野県環境部水大気環境課)

イ) 水底の底質

調査区域における公共用水域の水底の底質に係るダイオキシン類の調査地点は、図 4.1.2.4 に示すとおりです。調査区域では、平成 30 年度において、諏訪湖 (湖心) の 1 地点で調査が行われています。

調査結果は、表 4.1.2.10 に示すとおりです。

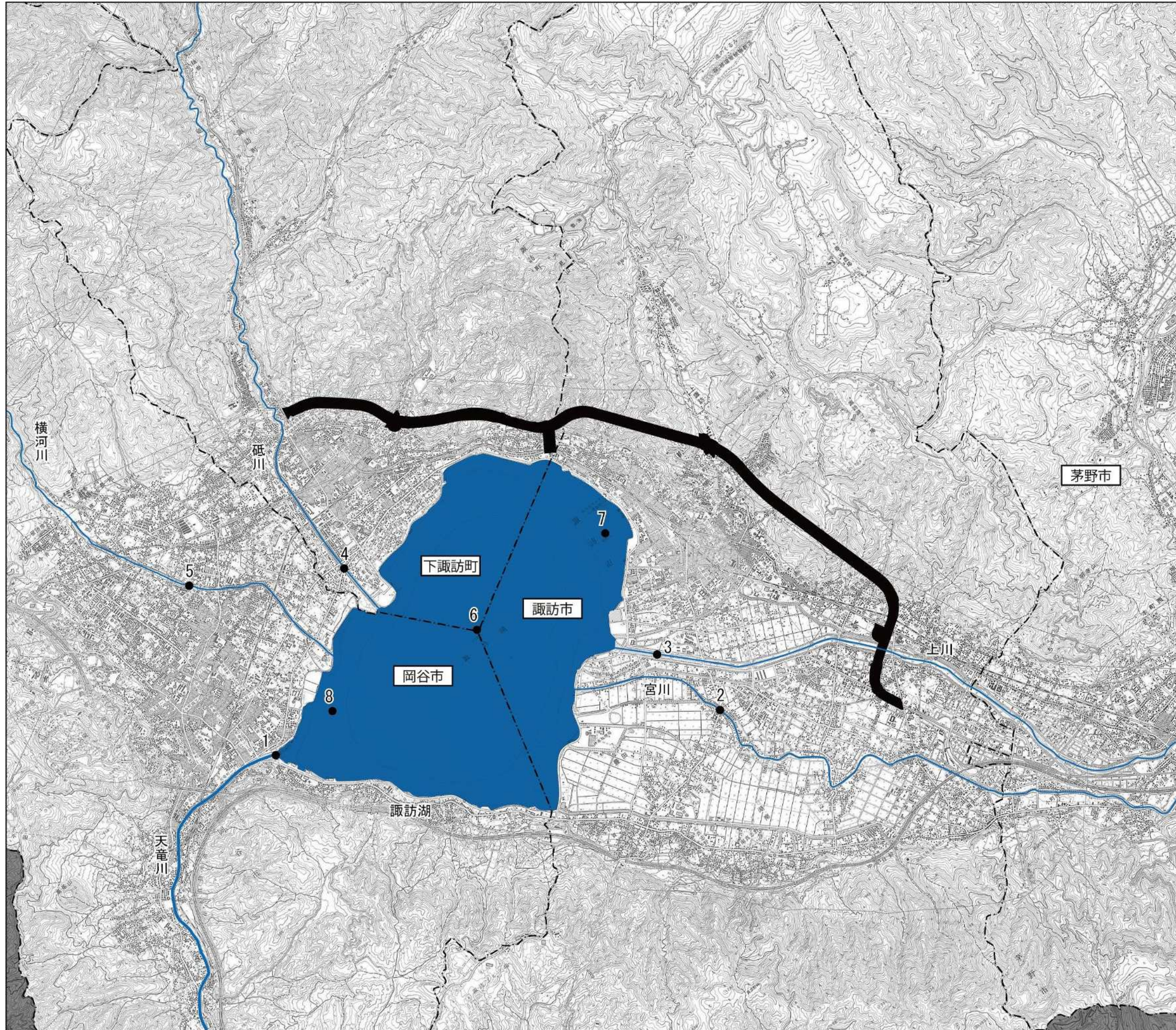
平成 30 年度は、環境基準を達成しています。

表 4.1.2.10 水底の底質に係るダイオキシン類の調査結果 (平成 30 年度)

水域名	番号	調査地点	水底の底質 (pg-TEQ/g)
天竜川 (諏訪湖水域)	6	諏訪湖 (湖心)	22
環境基準			年平均値が150pg-TEQ/g以下であること

出典:「平成 30 年度水質、大気及び化学物質測定結果」(令和元年 6 月 長野県環境部水大気環境課)

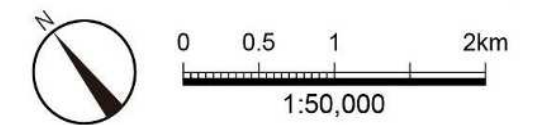
図 4.1.2.4 水質調査地点位置図



記号	名称
	<水質調査地点>
●	1 釜口水門
	2 宮川橋
	3 洪崎橋
	4 鷹の橋
	5 よこかわ川橋
	6 湖心
	7 初島西
	8 塚間川沖 200m
	河川
	湖沼

出典：「平成 30 年度水質、大気及び化学物質測定結果」
 (令和元年 6 月 長野県環境部水大気環境課)
 「平成 30 年度水質測定結果」
 (令和元年 11 月 長野県環境部水大気環境課)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



3) 地下水の状況

(1) 地下水の水位

調査区域における地下水位の観測井所在地は表 4.1.2.11に、位置は図 4.1.2.6に示すとおりです。観測井は、岡谷市に 1 箇所、下諏訪町に 1 箇所あり、昭和 47 年度～昭和 58 年度に地下水の水位の調査が行われています。

昭和 47 年度～昭和 58 年度における地下水位の経年変化は、表 4.1.2.12及び図 4.1.2.5に示すとおりです。

過去 12 年間（昭和 47 年度～昭和 58 年度）の年平均値の推移をみると、ほぼ横ばいに推移しています。また、岡谷市長地地区の地下水の水位は地表面から約 14～15m 程度、下諏訪町下五三枚地区の地下水の水位は地表面から約 1m 程度となっています。

なお、調査区域において「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）による地下水採取規制地域はありません。

表 4.1.2.11 地下水位観測井所在地

番号	調査地点	所在地	深度(m)	口径(mm)	ストレーナー位置(m)
1	岡谷市長地地区	岡谷市長地 2175-2	100	300	78.0～94.5
2	下諏訪町 下五三枚地区	下諏訪町下五三枚	100	300	78.0～94.5

注：ストレーナーとは、帯水層から地下水を採取するために井戸の側管に多数の孔を開けた部分。
出典：「昭和 58 年度地下水位解析調査報告書（松塩・諏訪地域）」（昭和 59 年 3 月 長野県企画局）

表 4.1.2.12 観測井の地下水位経年変化

年	岡谷市長地地区			下諏訪町下五三枚地区		
	年平均(m)	年最高(m)	年最低(m)	年平均(m)	年最高(m)	年最低(m)
昭和 47 年	-13.65	-10.50	-16.00	-0.83	-0.05	-2.14
昭和 48 年	-14.40	-12.55	-16.44	-1.01	0.00	-2.35
昭和 49 年	—	-10.36	-16.48	-0.81	+0.13	-2.56
昭和 50 年	-13.87	-10.49	-16.75	-0.73	+0.13	-2.32
昭和 51 年	-13.70	-11.00	-16.64	-0.74	+0.13	-2.31
昭和 52 年	-14.75	-12.28	-17.88	-1.18	+0.08	-3.18
昭和 53 年	-15.36	-12.07	-18.33	-1.09	+0.27	-3.21
昭和 54 年	-14.97	-13.03	-17.40	-1.28	+0.05	-2.78
昭和 55 年	-14.45	-12.10	-17.37	-1.07	+0.10	-2.97
昭和 56 年	-14.81	-11.53	-17.77	-1.26	+0.11	-3.16
昭和 57 年	-15.31	-11.92	-18.38	—	—	—
昭和 58 年	-15.37	-13.55	-17.85	—	—	—

注：地下水位 (m) は、地表面からの深度を示す。

出典：「昭和 58 年度地下水位解析調査報告書 (松塩・諏訪地域)」(昭和 59 年 3 月 長野県企画局)

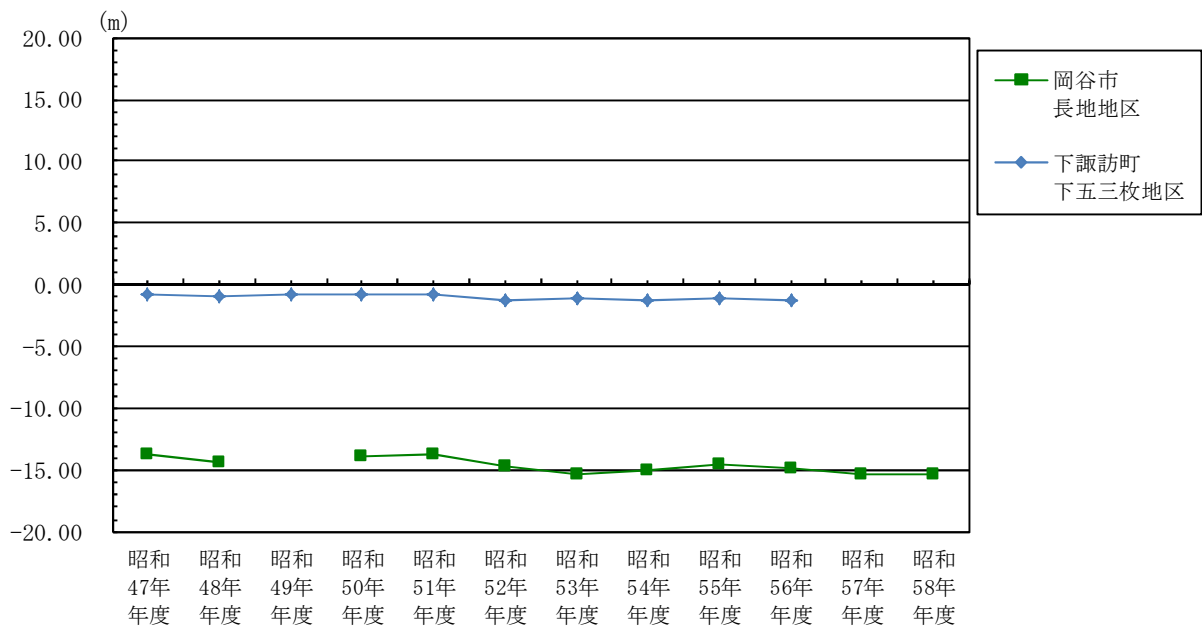


図 4.1.2.5 観測井の地下水位経年変化

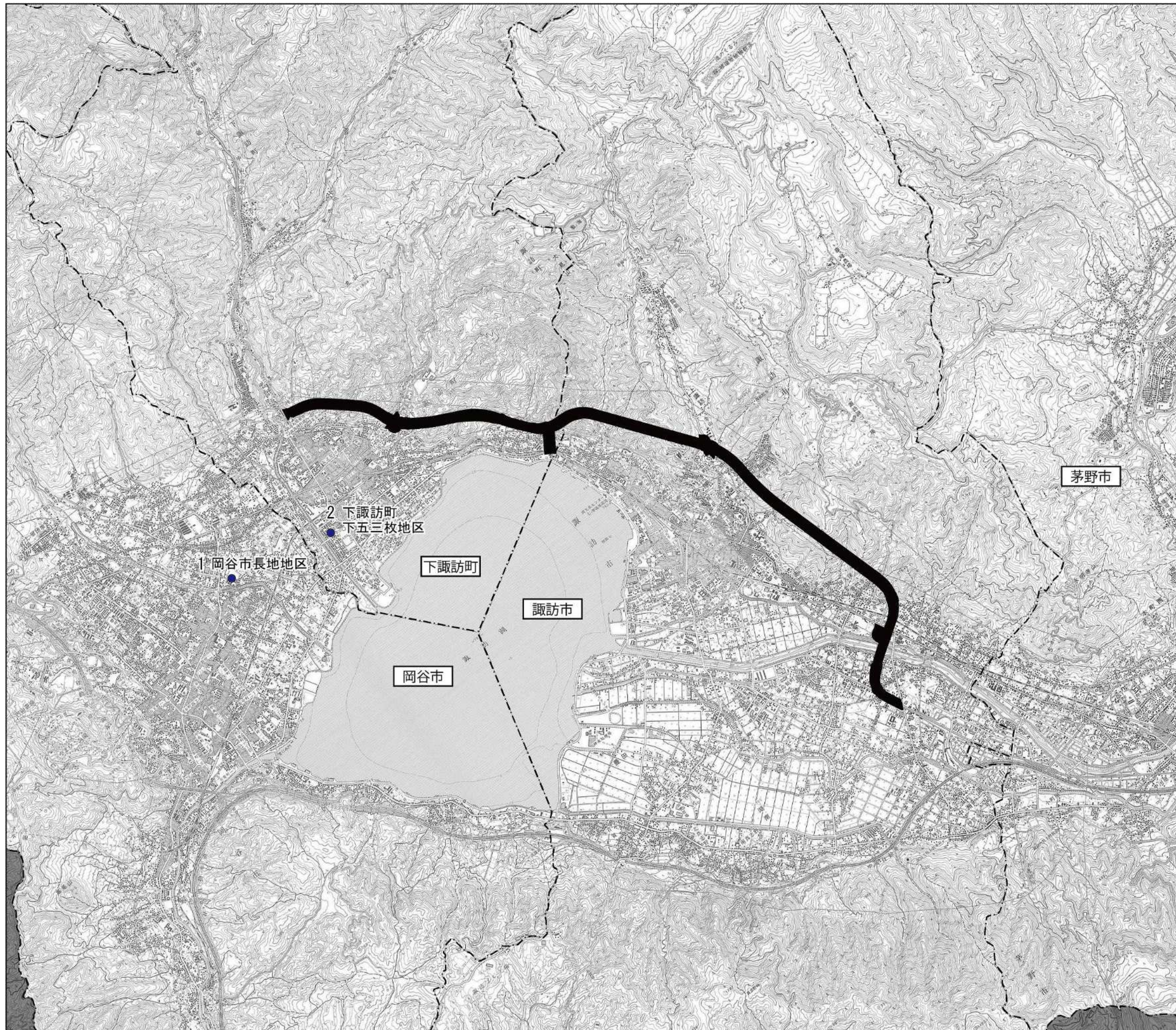
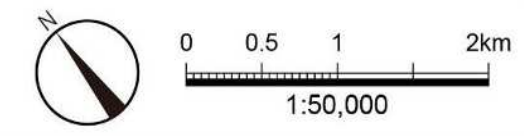


図 4.1.2.6 地下水の水位調査地点位置図

記号	名称
●	地下水位観測井

出典：「昭和58年度地下水解析調査報告書（松塩・諏訪地域）」
 （昭和59年3月 長野県企画局）

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - - - -	行政界
■	調査対象外



(2) 地下水の水質

調査区域では、概況調査及び既に汚染が判明した地点周辺で行う継続監視調査について、平成30年度は、26箇所で行われています。

調査区域における地下水の水質の調査結果は、表4.1.2.13、表4.1.2.14及び表4.1.2.15に示すとおりです。

平成30年度は、大栄町、堀ノ内、東銀座（周辺）、郷田（発端）、加茂町（周辺）及び天竜町（周辺）でテトラクロロエチレン、中央町（周辺）でクロロエチレン、川岸上（周辺）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しています。その他の項目は、環境基準を達成しています。

表 4.1.2.13 地下水の水質調査結果（概況調査）（平成30年度）

[単位：mg/L]

項目	調査地点		環境基準
	岡谷市		
	大栄町	堀ノ内	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.05以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	—
1,1,1-トリクロロエタン	0.0045	0.0043	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<u>0.089</u>	<u>0.014</u>	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.0	4.5	10以下
硝酸性窒素	5.0	4.5	—
亜硝酸性窒素	<0.02	<0.02	—
ふっ素	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	<0.02	<0.02	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05以下

注1：下線は、環境基準を超過していることを示す。

注2：調査結果及び環境基準は、年間平均値である。ただし、全シアンに係る環境基準値は最高値である。

注3：調査集計値に“<”がある項目は、定量下限値未満であったことを、“—”は調査地点において調査されていないことを示す。

注3：「検出されないこと」とは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「平成30年度水質測定結果」（令和元年11月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.2.14 地下水の水質調査結果（汚染井戸周辺地区調査）（平成 30 年度）

[単位：mg/L]

項目	岡谷市								環境基準
	大栄町								
	長地権現町 周辺	長地権現町 周辺	南宮 周辺	南宮 周辺	若宮 周辺	東銀座 周辺	東銀座 周辺	長地片間町 周辺	
カドミウム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
全シアン	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下
砒素	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
総水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	0.0045	0.0055	<0.0005	0.0009	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.0091	0.0057	<0.0005	<u>0.019</u>	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	10以下
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ふっ素	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8以下
ほう素	—	—	—	—	—	—	—	—	1以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下

注1：下線は、環境基準を超過していることを示す。

注2：調査結果及び環境基準は、年間平均値である。ただし、全シアンに係る環境基準値は最高値である。

注3：調査集計値に“<”がある項目は、定量下限値未満であったことを、“—”は調査地点において調査されていないことを示す。

注4：「検出されないこと」とは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「平成30年度水質測定結果」（令和元年11月 長野県環境部水大気環境課）

表 4.1.2.15 (1) 地下水の水質調査結果 (継続監視調査) (平成 30 年度)

[単位 : mg/L]

項目	岡谷市								環境基準
	長地源		大栄町		川岸上		郷田		
	長地源	長地小萩	大栄町	田中町	川岸上	川岸上	郷田	加茂町	
	発端	周辺	発端	周辺	発端	周辺	発端	周辺	
カドミウム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
全シアン	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下
砒素	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
総水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	0.004	<0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	0.002	<0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	—
1,1,1-トリクロロエタン	0.0022	0.0012	0.0011	0.0083	—	—	0.002	0.0011	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
トリクロロエチレン	0.003	0.002	<0.001	0.004	—	—	0.001	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.0075	0.0045	—	—	<u>0.021</u>	<u>0.024</u>	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	11	—	—	10以下
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	11	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	<0.02	—	—	—
ふっ素	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8以下
ほう素	—	—	—	—	—	—	—	—	1以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下

注1：下線は、環境基準を超過していることを示す。

注2：調査結果及び環境基準は、年間平均値である。ただし、全シアンに係る環境基準値は最高値である。

注3：調査集計値に“<”がある項目は、定量下限値未満であったことを、“—”は調査地点において調査されていないことを示す。

注4：「検出されないこと」とは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「平成30年度水質測定結果」(令和元年11月 長野県環境部水大気環境課)

表 4.1.2.15 (2) 地下水の水質調査結果 (継続監視調査) (平成 30 年度)

[単位 : mg/L]

項目	調査井戸		岡谷市				諏訪市		環境基準		
			長地鎮		湊		天竜町			中洲	
			長地鎮	長地鎮	湊	天竜町	天竜町	中央町		中洲	中洲
			発端	周辺	発端	周辺	発端	周辺		発端	周辺
カドミウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下	
全シアン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
鉛	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01以下	
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下	
砒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下	
総水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0005以下	
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
PCB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下	
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下	
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0067	—	—	—	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—	0.1以下	
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	0.006	0.030	—	—	—	0.04以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.004	0.028	—	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下	
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	—	—	—	0.01以下	
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.0048	0.078	0.0056	<0.0005	—	—	—	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下	
チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下	
シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下	
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下	
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下	
セレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10以下	
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ふっ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8以下	
ほう素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.05以下	

注1 : 下線は、環境基準を超過していることを示す。

注2 : 調査結果及び環境基準は、年間平均値である。ただし、全シアンに係る環境基準値は最高値である。

注3 : 調査集計値に“<”がある項目は、定量下限値未満であったことを、“-”は調査地点において調査されていないことを示す。

注4 : 「検出されないこと」とは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典 : 「平成30年度水質測定結果」(令和元年11月 長野県環境部水大気環境課)

(3) 地下水に係るダイオキシン類

調査区域では、地下水に係るダイオキシン類の調査について、平成 26 年度において岡谷市の 1 箇所で行われています。なお、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度においては、調査区域で行われた調査はありません。

地下水に係るダイオキシン類の調査結果は、表 4.1.2.16 に示すとおりです。
平成 26 年度は、環境基準を達成しています。

表 4.1.2.16 地下水に係るダイオキシン類の調査結果

調査地点	形態 (深さ)	調査結果 (pg-TEQ/L)
岡谷市 (個人住宅)	井戸 (68m)	0.019
環境基準		年間平均値が1pg-TEQ/ L以下であること

出典：「平成 26 年度水質、大気及び化学物質測定結果」(平成 27 年 6 月 長野県環境部水大気環境課)

4) その他の水に係る環境の状況

(1) 湧水の状況

調査区域における主な湧水の状況は表 4.1.2.17に、位置は図 4.1.2.7に示すとおりです。調査区域には、小和田湧水や小田井水源、小坂水源、阿弥陀寺等があります。また、「茅野市生活環境保全条例施行規則」（昭和48年8月10日茅野市規則第14号、最終改正：令和元年9月27日茅野市規則第4号）の別表第2に、湧水地が指定されておりますが、位置情報は公表されておられません。

なお、調査区域においては、昭和60年環境庁選定の「名水百選」、平成20年環境省選定の「平成の名水百選」及び平成22年長野県選定の「信州の名水・秘水」に記載されている湧水の状況に関する情報はありません。

表 4.1.2.17 (1) 主な湧水の状況

番号	所在地	名称	番号	所在地	名称	
1	岡谷市	岡谷市上の原団地、上の湿地	30	諏訪市	豊田、神之子沢	
2		岡谷市今井、今井家の杉林の中	31		豊田、エノ木の清水	
3		岡谷市横川、下の子水神	32		下村、宮下義隆氏宅	
4		岡谷市長地、中屋	33		有賀、笠原国一氏宅	
5		塩嶺病院西、権現清水	34		真志野、原輝美氏宅前	
6		岡谷市川岸、高尾山裏湿地	35		真志野、関定吉氏所有	
7		岡谷市川岸、道了大権現	36		真志野、原新太郎氏宅	
8		小和田湧水（岡谷市成田町、小和田水神）	37		真志野、小海勝勇氏宅	
			38		大熊、藤森建朗氏所有	
9		岡谷市成田町、現代	39		大熊、藤森孝悦氏宅	
10		岡谷市川岸、新倉	40		大熊、小林長雄氏宅	
11		川岸、志平	41		上社境内	
12		湊、花岡水源地	42		神宮寺、石清水	
13		湊、梨平	43		神宮寺、守矢錦鯉店	
14		小田井水源（湊、小坂上水道）	44		下金子、平林藤春氏宅前	
15		小坂水源（湊、枡久保水源地）	45		福島、秋葉井戸	
16	豊田、石舟渡	46	茅野市	北大塩大清水		
17	諏訪市	諏訪市清水橋		47	頼岳寺	
18		阿弥陀寺		48	上原城跡	
19		諏訪市大和一		49	上原城跡白竜王	
20		諏訪市湯の脇一		50	茅野市検校庵	
21		諏訪市富浜		51	下馬沢源流	
22		地蔵寺※		52	下諏訪町	下諏訪町健康の森
23		諏訪市清水町秋葉神社		53		下諏訪町中央工業
24		四賀小学校	54	下諏訪町武井町宮坂氏宅		
25	上野地区水源地	55	下諏訪町久保町黒田氏宅			
26	赤坂湿地	56	下諏訪町東高木			
27	有賀峠下	57	下諏訪町東高木野路			
28	有賀峠	58	慈雲寺※			
29	守屋山下赤沢源流					

※：聞き取り調査により追加。

注：「諏訪の自然誌 陸水編」（昭和57年 諏訪教育会）に記載されている湧水は正確な位置情報がないため表のみの記載とした。

出典：「湧水保全ポータルサイト」（令和2年3月 環境省）

「諏訪の自然誌 陸水編」（昭和57年3月 諏訪教育会）

表 4.1.2.17 (2) 主な湧水の状況（茅野市生活環境保全条例施行規則）

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	多々羅	茅野市	20	冷山	茅野市
2	持栗日影	茅野市	21	大井戸	茅野市
3	持栗沢	茅野市	22	白井出	茅野市
4	追出	茅野市	23	1本桂	茅野市
5	強清水	茅野市	24	夕日当	茅野市
6	車沢	茅野市	25	清水平	茅野市
7	笹中 A	茅野市	26	大岩	茅野市
8	笹中 B	茅野市	27	古田	茅野市
9	天祥寺	茅野市	28	地獄沢	茅野市
10	竜源	茅野市	29	地獄尻	茅野市
11	長谷川	茅野市	30	流清水	茅野市
12	柳小場	茅野市	31	細ぐるみ A	茅野市
13	丸生戸	茅野市	32	細ぐるみ B	茅野市
14	小斉	茅野市	33	御小屋	茅野市
15	鹿山	茅野市	34	下馬沢	茅野市
16	男鹿山	茅野市	35	横谷	茅野市
17	赤渋	茅野市	36	小町屋	茅野市
18	雨掘	茅野市	37	静鉱山	茅野市
19	逆川	茅野市	38	殿様水	茅野市

出典：「茅野市生活環境保全条例施行規則」

(昭和48年8月10日茅野市規則第14号、最終改正：令和元年9月27日茅野市規則第4号)

(2) 源泉の状況

調査区域における源泉の状況は表 4.1.2.18に、位置は図 4.1.2.7に示すとおりです。調査区域には源泉が計 110 箇所あり、岡谷市に 4 箇所、諏訪市に 71 箇所、茅野市に 4 箇所、下諏訪町に 31 箇所あります。

表 4.1.2.18 (1) 源泉の状況

番号	市町名	名称	所在地
1	岡谷市	野口長地	岡谷市長地目切 3844-1
2		岡谷温泉	岡谷市長地権現町 3-939-50
3		野口本町	岡谷市本町 4-4856-1
4		野口湊	岡谷市湊 5-370-3
5	諏訪市	新三ッ釜第一源湯	諏訪市湖岸通り 1-208-322 先
6		新三ッ釜第二源湯	諏訪市湖岸通り 1-208-322 先
7		北浜源泉	諏訪市湖岸通り 1-208-322
8		あやめ公園源湯	諏訪市湖岸通り 1-208-335
9		七ッ釜 間欠泉	諏訪市湖岸通り 2-208-90
10		—	諏訪市湖岸通り 2-208-18
11		—	諏訪市湖岸通り 2-308-2
12		美翠源湯	諏訪市湖岸通り 2-617-4
13		—	諏訪市湖岸通り 2-616-2
14		—	諏訪市湖岸通り 2-609-24
15		—	諏訪市湖岸通り 2-609-26
16		—	諏訪市湖岸通り 3-670-24
17		—	諏訪市湖岸通り 3-670-43
18		—	諏訪市湖岸通り 3-668-2
19		—	諏訪市湖岸通り 3-637-3
20		さぎの湯 1号	諏訪市湖岸通り 3-645-7
21		さぎの湯 2号	諏訪市湖岸通り 3-645-9
22		諏訪湖ロイヤル温泉	諏訪市湖岸通り 3-661-1
23		—	諏訪市湖岸通り 3-670-20
24		—	諏訪市湖岸通り 4-693-2
25		—	諏訪市湖岸通り 4-688-2
26		湖柳源泉	諏訪市湖岸通り 4-685-1
27		—	諏訪市湖岸通り 2-609-13
28		上諏訪温泉	諏訪市湖岸通り 2-624-8
29		—	諏訪市湖岸通り 3-626-9
30		—	諏訪市湖岸通り 3-641-2
31		—	諏訪市湖岸通り 3-638-7
32		渋の湯源泉	諏訪市湖岸通り 3-643-3
33		たかの湯	諏訪市湖岸通り 3-8-5
34		—	諏訪市湖岸通り 3-656-2
35		—	諏訪市湖岸通り 3-646-7
36		—	諏訪市湖岸通り 4-736-3
37		—	諏訪市湖岸通り 4-781-1
38		—	諏訪市湖岸通り 4-726-10
39		—	諏訪市大和 3-313-9
40		—	諏訪市大和 3-319-3
41		湯之脇源湯	諏訪市湯之脇 1-411-1
42		—	諏訪市諏訪 1-469-6
43		—	諏訪市末広 2962-4
44		—	諏訪市末広 3176-3
45		—	諏訪市末広 3180-17
46		—	諏訪市末広 3174-9

表 4.1.2.18 (2) 源泉の状況

番号	市町名	名称	所在地	
47	諏訪市	柳並源泉	諏訪市大手 1-795-10	
48		—	諏訪市大手 2-2980-26	
49		—	諏訪市大手 2-2980-35	
50		—	諏訪市大手 2-2980-34	
51		—	諏訪市大手 2-2980-38	
52		—	諏訪市大手 1-1108-14	
53		小和田温泉	諏訪市小和田 3437-8	
54		湯小路源湯	諏訪市小和田 3540-1	
55		—	諏訪市小和田南 3052-10	
56		南部源湯	諏訪市小和田南 2940-8	
57		中門川源湯	諏訪市清水 3-3619-3	
58		—	諏訪市中洲 5577-6	
59		—	諏訪市中洲 256-1	
60		—	諏訪市中洲 227-8	
61		—	諏訪市中洲 247-3	
62		中洲温泉	諏訪市中洲松山 5577-5	
63		中洲温泉	諏訪市中洲宇曾根田 5091	
64		—	諏訪市中洲福島 5377-2	
65		—	諏訪市中洲宮之脇 114-2	
66		中洲温泉(神宮寺第3源泉)	諏訪市中洲宮之脇 62-1	
67		下赤沼温泉	諏訪市四賀 1802-3	
68		上赤沼温泉	諏訪市四賀赤沼 1838	
69		四賀温泉	諏訪市四賀魚取田通り 2217-2	
70		飯島温泉	諏訪市四賀魚取田通り 2217-7	
71		湖南温泉(神宮寺第2源泉)	諏訪市湖南 1628-2	
72		—	諏訪市湖南 1612-イ-2	
73		湖南温泉(神宮寺第1源泉)	諏訪市湖南 1606-3	
74		—	諏訪市湖南 1621-1	
75		—	諏訪市湖南 1617	
76		茅野市	上原温泉1号井	茅野市ちの 314-2
77			上原2号井	茅野市ちの片羽 752-3
78			—	茅野市ちの和尚屋敷 646-2
79	塩壺温泉		茅野市米沢塩壺 6907-ロ-2	
80	下諏訪町	神の湯毒沢鉱泉	下諏訪町内山 7963	
81		毒沢鉱泉沢の湯(鉄鉱泉)	下諏訪町内山 7963 丙ナ	
82		毒沢温泉(宮の湯)	下諏訪町内山 7963-ナ	
83		星が丘1号井	下諏訪町小田野 1829-2	
84		六峰	下諏訪町鈴川口 2388	
85		星が丘2号井	下諏訪町御手洗川 188-11	
86		旦過源湯	下諏訪町 3442-1	
87		城山源湯	下諏訪町 3838-4	
88		新湯源湯	下諏訪町 3309-2	
89		武居源湯	下諏訪町 5868-1	
90		高浜温泉第参源湯	下諏訪町 10616-91	
91		高浜温泉旧源湯	下諏訪町 6335	
92		高浜温泉新源湯	下諏訪町 10616-22	
93		高浜温泉低温源湯	下諏訪町 6335	
94		水産試験場	下諏訪町 10516-30	
95		天望園温泉	下諏訪町 10581-2	
96		旦過源湯2号井	下諏訪町湯田町 3442-7	
97		綿の湯	下諏訪町綿湯 3497	
98		下諏訪高浜1号井	下諏訪町湖水端 10616-108	
99		下諏訪町高浜2号井	下諏訪町湖水端 10616-108	

表 4.1.2.18 (3) 源泉の状況

番号	市町名	名称	所在地
100	下諏訪町	高浜 3 号井施設	下諏訪町字湖浜 6161
101		下諏訪殿東	下諏訪町殿村 9428-5
102		下諏訪町高木源湯 1 号井	下諏訪町湖水端 10616-374
103		下諏訪町高木源湯 2 号井	下諏訪町湖水端 10616-374
104		高木 3 号井	下諏訪町湖水端 10616-489
105		高木 4 号井	下諏訪町湖水端 10616-489
106		高木(埋立地)源湯	下諏訪町湖水端 10616-へ
107		高木(湖中)温泉 (No.1)	下諏訪町湖水端 10162-2 への 2 番地先
108		高木(湖中)温泉 (No.2)	下諏訪町湖水端 10616-1 上の合併地先
109		高木(湖中)温泉 (No.3)	下諏訪町湖水端 10616-14 番地先
110		高木南源湯	下諏訪町湖水端 10616-14

出典：「源泉の名称及び住所の一覧」（平成25年10月 諏訪保健福祉事務所食品・生活衛生課生活衛生係）
「下諏訪町建設水道課資料」（令和元年5月 下諏訪町建設水道課）

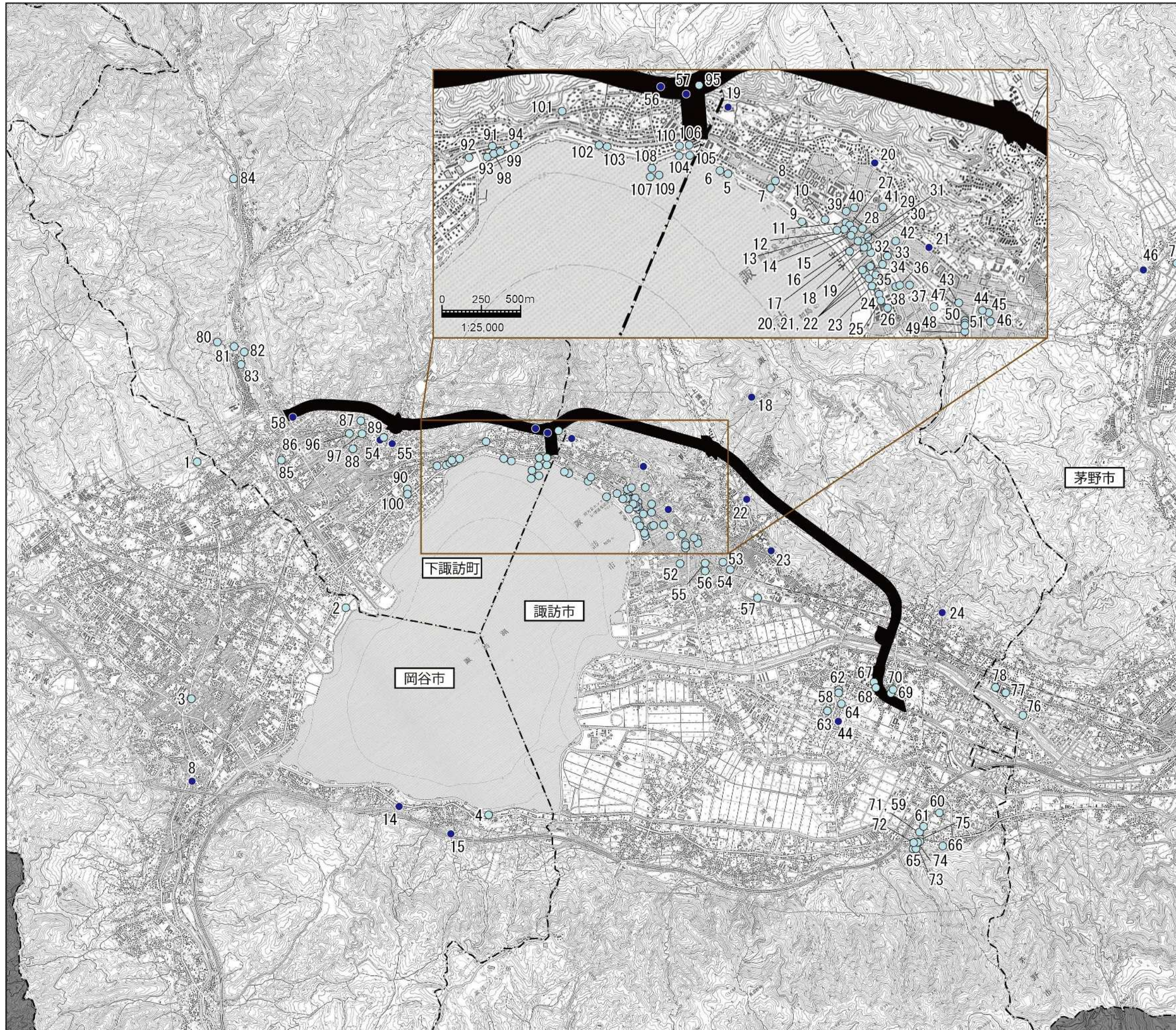
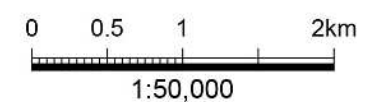
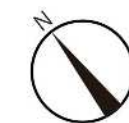


図 4.1.2.7 湧水及び源泉の位置

記号	名称
●	湧水
○	源泉

出典：「湧水保全ポータルサイト」(令和2年3月 環境省)
「諏訪の自然誌 陸水編」(昭和57年 諏訪教育会)
「源泉の名称及び住所の一覧」
(平成25年10月 諏訪保健福祉事務所食品・
生活衛生課生活衛生係)
「下諏訪町建設水道課資料」
(令和元年5月 下諏訪町建設水道課)

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外



4.1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌の状況

調査区域における土壌の状況は、図 4.1.3.1に示すとおりです。諏訪湖周辺の低地部は、主にグライ土、細粒グライ土、灰色低地土、粗粒灰色低地土で形成され、山地部は、主に適潤性黒色土で形成され、一部に乾性褐色森林土等が分布しています。

また、調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域及び第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域が指定されています。指定されている形質変更時要届出区域及び要措置区域の状況は表 4.1.3.1に、位置は図 4.1.3.2に示すとおりです。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく農用地土壌汚染対策地域はありません。また、調査区域における土壌のダイオキシン類の一般環境常時監視による調査は行われていません。

表 4.1.3.1 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域

区域	番号	指定年月日	所在地	面積 単位：m ²	指定基準に適合しない 特定有害物質
形質変更時 要届出区域	1	平成 29 年 3 月 23 日 (平成 31 年 3 月 28 日一 部解除)	岡谷市湖畔一丁目 97 番の 一部、97 番 2 の一部、97 番 3 の一部、104 番 1 の 一部、104 番 3 の一部及 び 109 番の一部	7,535.9	シアン化合物、水銀及びその化 合物、鉛及びその化合物、砒素 及びその化合物、ふっ素及びそ の化合物
	2	平成 27 年 10 月 22 日	諏訪市高島一丁目 2900 番 19 の一部	469.15	ふっ素及びその化合物、ほう素 及びその化合物、鉛及びその化 合物
	3	平成 27 年 10 月 22 日	諏訪市高島一丁目 2900 番 19 の一部	4,350.89	砒素及びその化合物
	4	平成 23 年 3 月 10 日	茅野市仲町 4597-1 の一部 及び 4597-11 の一部	278.8	シアン化合物、ほう素及びその 化合物
	5	平成 20 年 3 月 31 日	茅野市ちの 617-10 の一部	110	シス-1,2-ジクロロエチレン、 トリクロロエチレン
要措置 区域	6	平成 29 年 3 月 23 日 (平成 31 年 3 月 28 日一 部解除)	岡谷市湖畔一丁目 97 番の 一部、97 番 2 の一部、 104 番 1 の一部、104 番 3 の一部及び 109 番の一部	500.0	ベンゼン
	7	平成 27 年 10 月 22 日	諏訪市高島一丁目 2900 番 19 の一部	111.49	トリクロロエチレン、シス- 1,2-ジクロロエチレン

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について」（令和 2 年 3 月 長野県環境部水大気環境課）

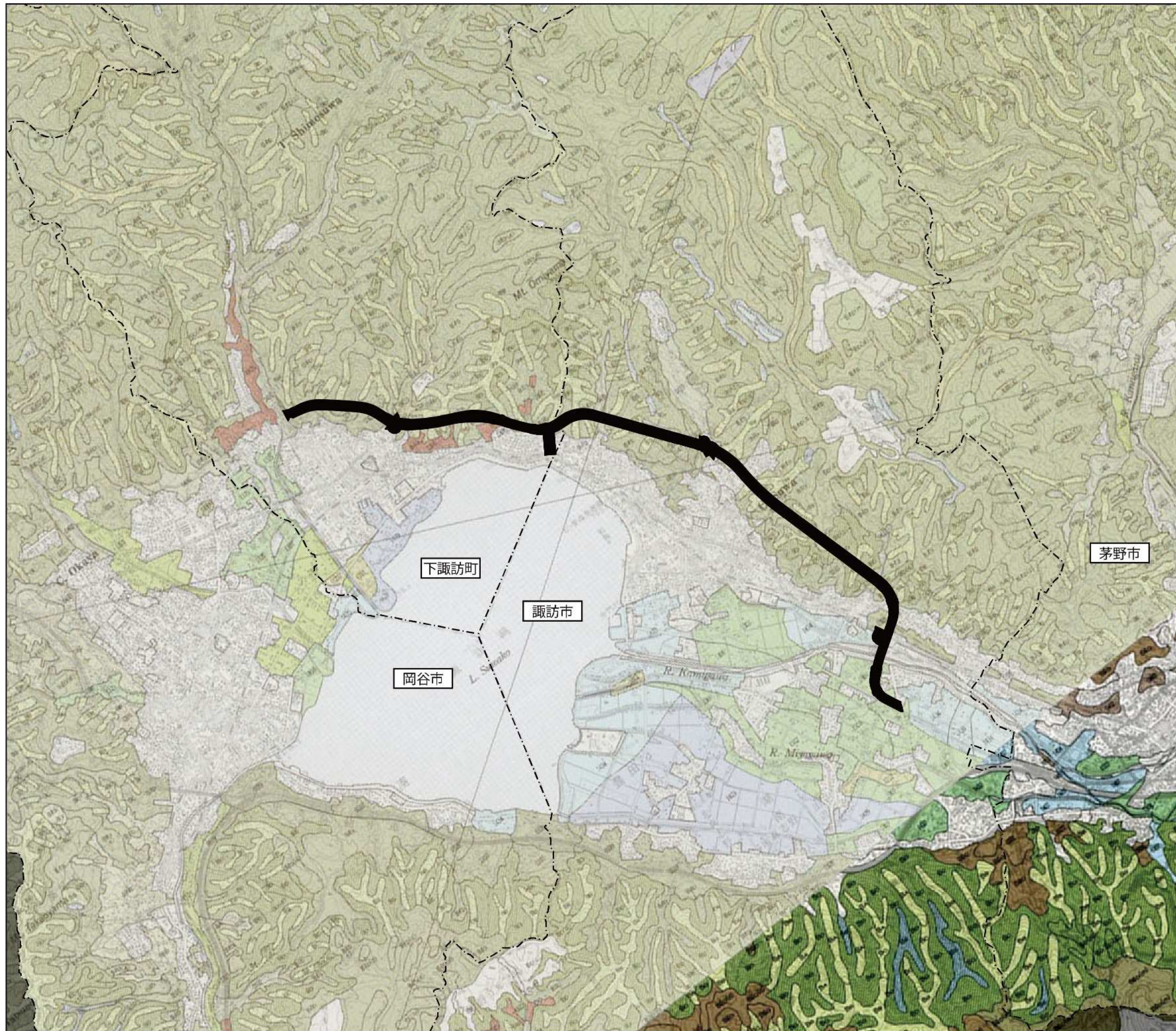
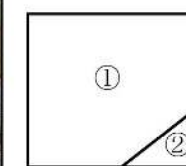


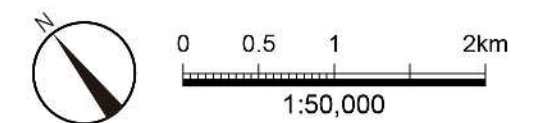
図 4.1.3.1 土壤図

記号①	記号②	名称	備考
		厚層黒ボク土	農地
		黒ボク土	
		淡色黒ボク土	
		多湿黒ボク土	
		褐色低地土	
		灰色低地土	
		粗粒灰色低地土	
		細粒グライ土	
		グライ土	
RL		岩石地	林地
L		岩屑土	
BA	BA	乾性褐色森林土(粒状構造型)	
BB	Be	乾性褐色森林土(堅果状構造型)	
BC	Bc	弱乾性褐色森林土	
Bd(d)	Bd(d)	適潤性褐色森林土(偏乾亜型)	
Bd	Bd	適潤性褐色森林土	
BE	Be	弱湿生褐色森林土	
BfB		乾性黒色土	
BfC		弱乾性黒色土	
BfD(d)	BfD(d)	適潤性黒色土(偏乾亜型)	
BfD	BfD	適潤性黒色土	
BfD(m)	BfD(m)	適潤性黒色土(カベ型)	
BfE	BfE	弱湿生黒色土	
Pt	Pt	泥炭土(高位泥炭)	
		市街地・集落	
		牧場・ゴルフ場	



出典: ①「土地分類基本調査 諏訪」(平成6年3月 長野県)
 ②「土地分類基本調査 高遠」(平成16年3月 長野県)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



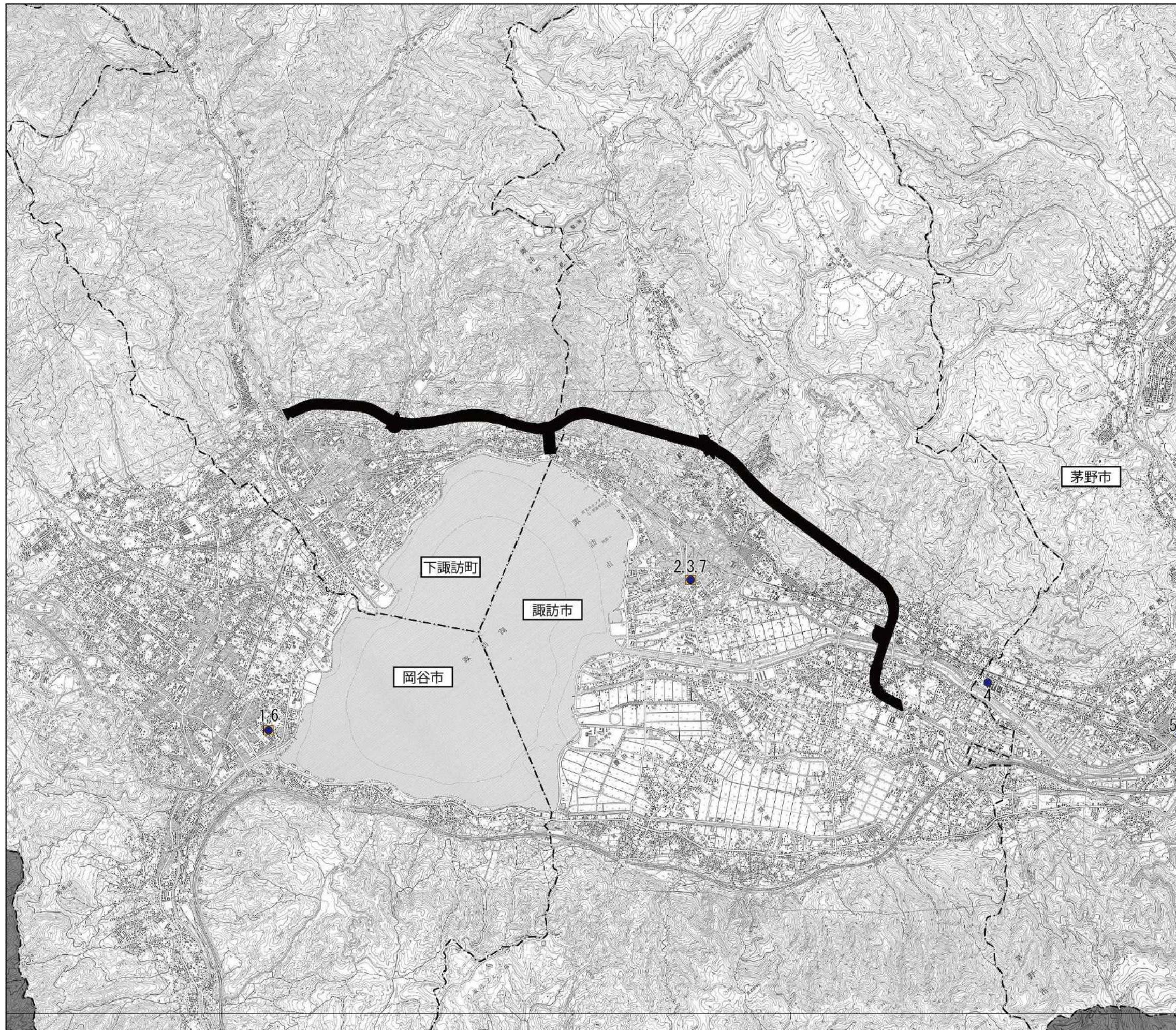
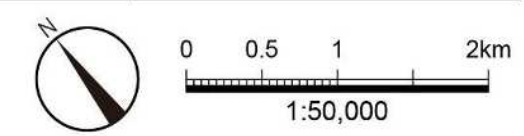


図 4.1.3.2 土壌汚染対策法に基づく
形質変更時要届出区域及び要
措置区域

記号	名称
●	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域
■	土壌汚染対策法に基づく要措置区域

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」
(令和2年3月 長野県環境部水大気環境課)

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - -	行政界
■	調査対象外

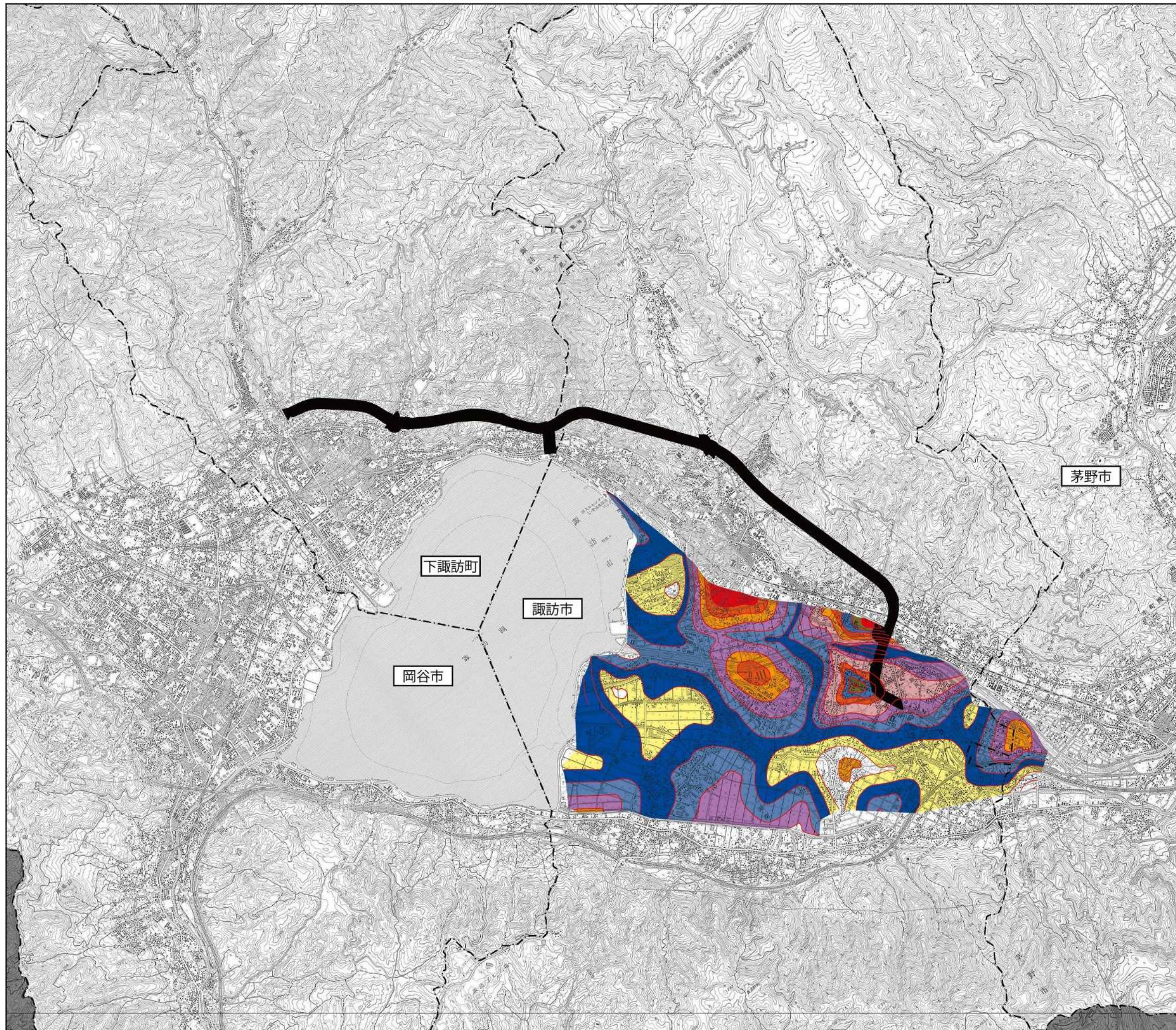


2) 地盤の状況

調査区域において、「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 30 年度版）」（環境省）によると、諏訪湖南東側の軟弱地盤地域で以前から地盤が沈下しており、近年も沈下が続いています。また、諏訪盆地では、以前から各所において地盤沈下現象が報告され、近年は、建物の建設のほか、土地造成のための盛土による沈下が生じています。長野県建設部は昭和 52 年 12 月に水準点を 80 点（平成 8 年度から 81 点）設置し、監視測定を実施しています。平成 18 年度までの累計最大沈下量は 57.0cm です。地盤沈下の状況は、図 4.1.3.3 に示すとおりです。なお、平成 19 年度から測定は実施されていません。

なお、調査区域には、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築物用地下水の採取を規制する地域及び「地盤沈下防止等対策について」（昭和 56 年 11 月 18 日関係閣僚会議決定）に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域（軟弱地盤地域）はありません。

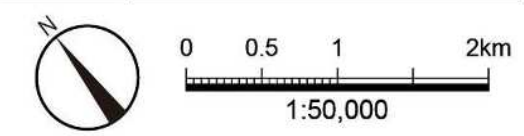
図 4.1.3.3 地盤沈下累積等量線図



記号	変動量 :mm
■	+101 ~ +150
■	+51 ~ +100
■	0 ~ +50
■	-1 ~ -50
■	-51 ~ -100
■	-101 ~ -150
■	-151 ~ -200
■	-201 ~ -250
■	-251 ~ -300
■	-301 ~ -350
■	-351 ~ -400
■	-401 ~ -450
■	-451 ~ -500
■	-501 ~ -550
■	-551 ~ -600

出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成30年度版）」
（平成30年度 環境省）

記号	名称
■	都市計画対象道路事業実施区域
---	行政界
■	調査対象外



4.1.4 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

調査区域における地形の状況は、図 4.1.4.1 に示すとおりです。調査区域は、扇状地、谷底平野、三角州等からなる低地部と、砂礫台地、火山地等からなる山地・丘陵地部で占められています。

2) 地質の状況

調査区域における地質の状況は、図 4.1.4.2 に示すとおりです。諏訪湖周辺の低地部は、主に堆積岩類の河成堆積物で形成され、一部に崩壊堆積物等が分布しています。また、山地・丘陵地部は、主に火成岩類の火山岩類や深成岩類で形成されています。

3) 重要な地形及び地質の状況

調査区域における重要な地形及び地質の状況は、表 4.1.4.1及び図 4.1.4.3 に示すとおりです。調査区域には、諏訪湖、霧ヶ峰などの重要な地形及び地質が4地点分布しています。

なお、「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）及び長野県、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町の条例に基づき指定された地形及び地質に係る名勝及び天然記念物は分布していません。

表 4.1.4.1 重要な地形及び地質の状況

番号	名称	所在地
1	諏訪湖	岡谷市、諏訪市、下諏訪町
2	霧ヶ峰	諏訪市、茅野市
3	福沢山（鉄平石）	諏訪市
4	糸魚川・静岡地質構造線	岡谷市、諏訪市、茅野市

注：表中の所在地は、調査区域に含まれる関係市町を示す。

出典：「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版 一危機にある地形―」（平成12年12月 古今書店）

「長野県すぐれた自然図」（昭和51年 環境庁）

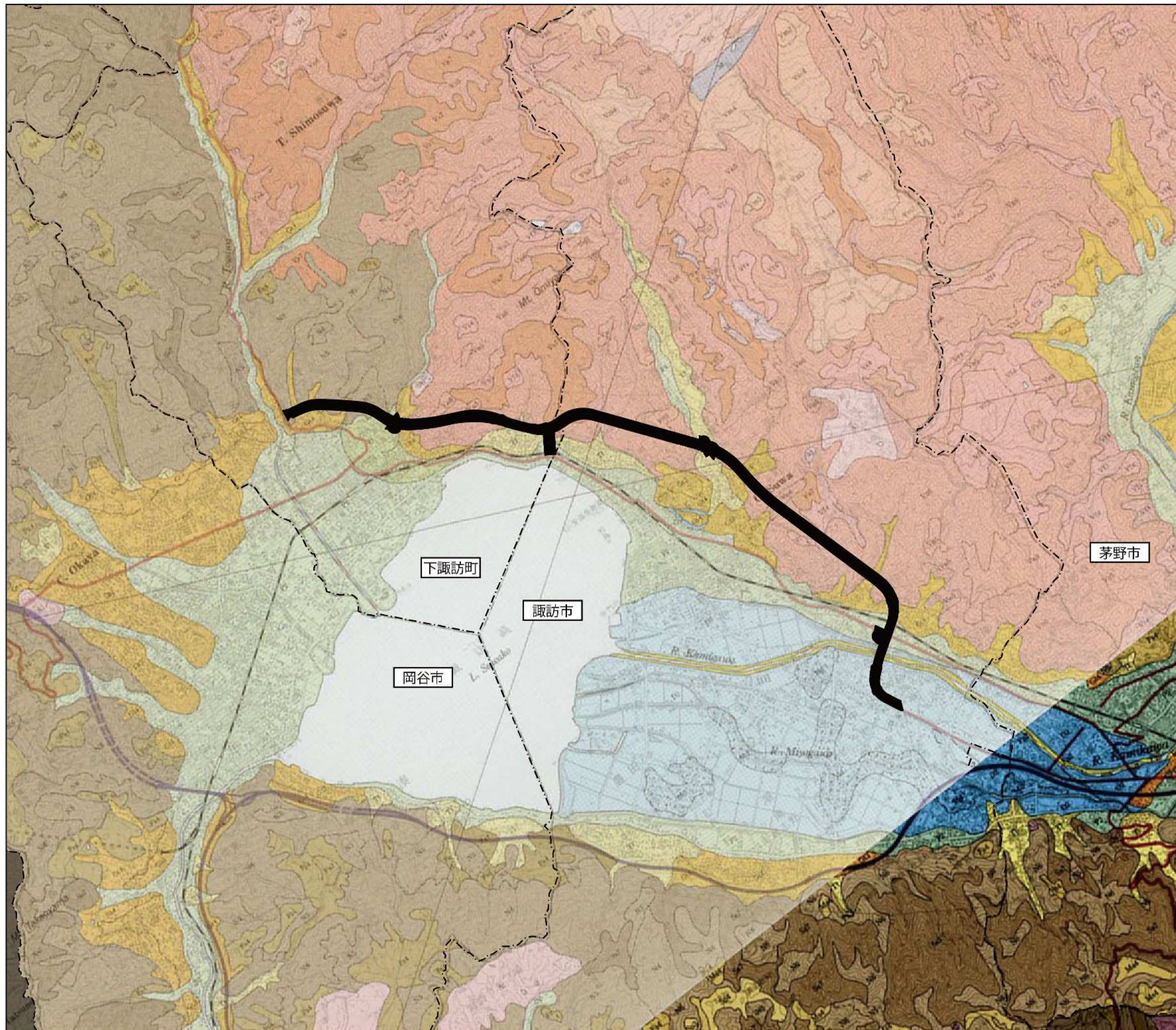
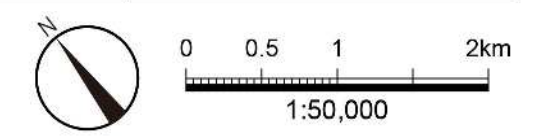


図 4.1.4.1 地形分類図

記号①	記号②	名称	備考
Sp3	Sp3	山頂緩斜面 (15° 未満)	山地
Sp4	Sp4	山頂緩斜面 (15° 未満)	
Ms3	Ms3	山腹緩斜面 (15° 未満)	
Ms4	Ms4	山腹緩斜面 (15° 未満)	
Fs3	Fs3	山麓緩斜面 (15° 未満)	
Fs4	Fs4	山麓緩斜面 (15° 未満)	
N5	N5	一般斜面 (15° ~ 30°)	火山地
N6	N6	一般斜面 (15° ~ 30°)	
Se7	Se7	急斜面 (30° 以上)	
Se8	Se8	急斜面 (30° 以上)	
Vp2		山頂緩斜面 (15° 未満)	
Vp3		山頂緩斜面 (15° 未満)	
Vp4		山頂緩斜面 (15° 未満)	
Vm2		山腹緩斜面 (15° 未満)	
Vm3		山腹緩斜面 (15° 未満)	
Vm4		山腹緩斜面 (15° 未満)	
Vf2		山麓緩斜面 (15° 未満)	
Vf3		山麓緩斜面 (15° 未満)	
Vf4		山麓緩斜面 (15° 未満)	
Vn5		一般斜面 (15° ~ 30°)	
Vn6		一般斜面 (15° ~ 30°)	
Vs7		急斜面 (30° 以上)	
Vs8		急斜面 (30° 以上)	
Gt2	Gt2	砂礫台地	段台地
Gt3	Gt3		
Gt4	Gt4		
Gt5	Gt5		
Gt5	Gt5		
f2		扇状地	低地
f3		扇状地	
P2	P2	谷底平野	
P3		谷底平野	
D2	D2	三角州	
Fp2	Fp2	河原	
T1	T1	崖錘	その他
C		崖	
A1	A1	人工改変地	
M		湿地	

出典：
 ① 「土地分類基本調査 諏訪」(平成6年3月 長野県)
 ② 「土地分類基本調査 高瀬」(平成16年3月 長野県)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



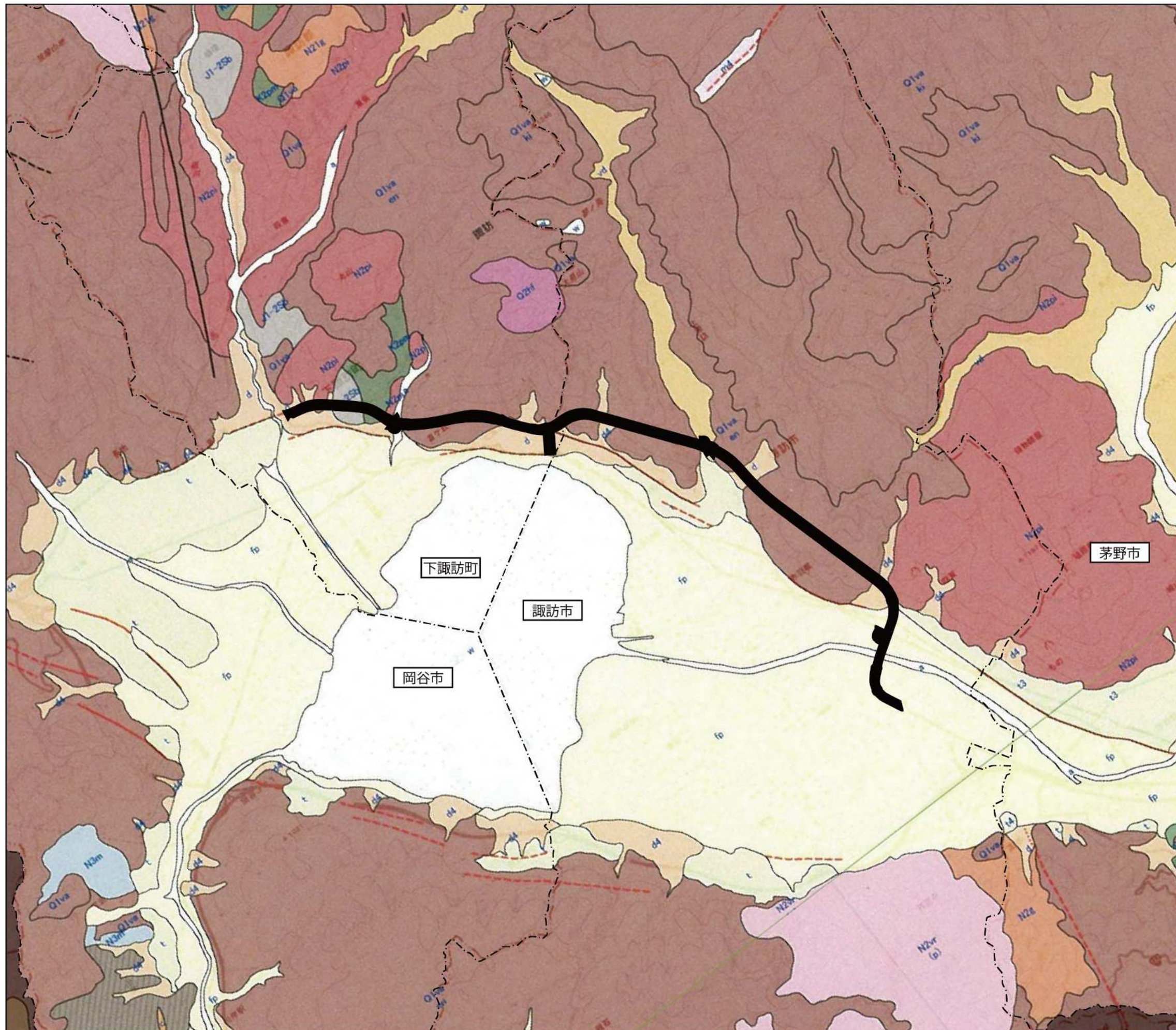


図 4.1.4.2 表層地質図

記号	岩相・岩質区分			
w	水城	湖成堆積物	堆積岩類	
m4	はんらん源 (後背湿地・湿原)	湖成堆積物		
fp	はんらん源	河成堆積物		
a	現河床			
t t3 t4	段丘丘陵			
d d4	崩積物土石流	崩壊堆積物		付加体
N2g N21g	砂質～礫質			
N3m	泥質			
Q1-3m c	混在岩	美濃帯及び 領家変成源岩	付加体	
Q1-2m s	結晶片岩源岩	三波川変成帯		
N2vr N3vr	流紋岩質～ デイサイト質	火山岩類	火成岩類	
Q1va	安山岩質			
Q2hf	珪長質	現状～細粒貫入岩		
N2pi	中性	深成岩類		
N2pm K2pm	苦鉄質～超苦鉄質	深成岩類	その他	
vd	火山山麓弱状地			

断層の種類	変異が連続して 追跡できるもの	存在が 推定されるもの	伏在しているもの
(1) 地質断層	黒実線	黒破線	
(2) 活断層 (地形的根拠)	赤実線	赤破線	赤点線

出典：「長野県デジタル地質図 2015」
(平成 27 年 11 月 長野県地質図活用普及事業研究会)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外

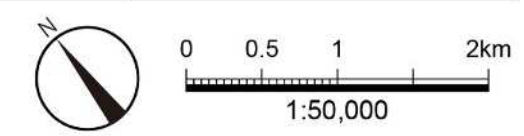
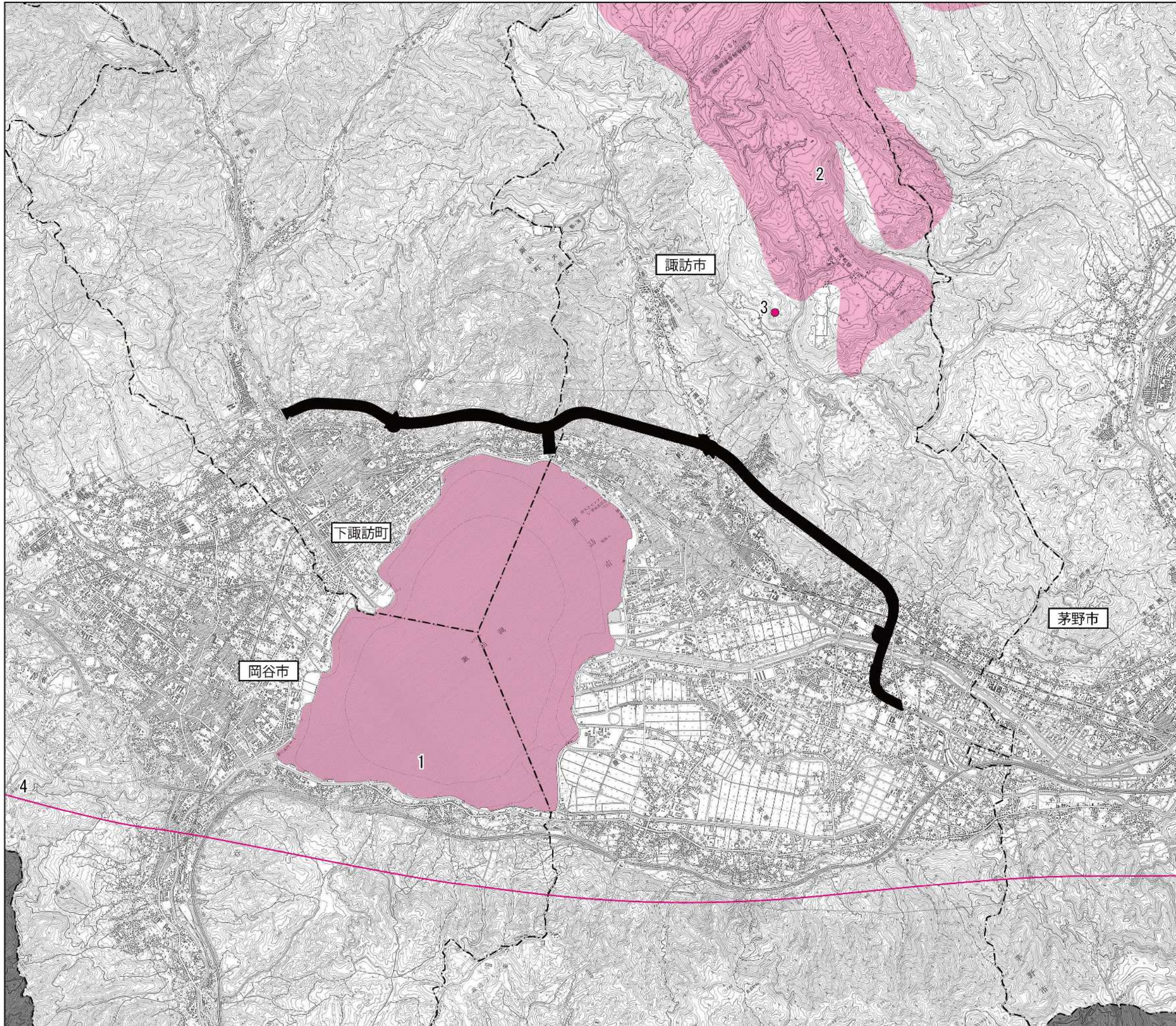


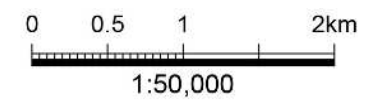
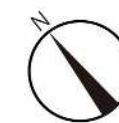
図 4.1.4.3 重要な地形及び地質

記号	名称
1	諏訪湖 2 霧ヶ峰
3	福沢山 (鉄平石)
4	糸魚川・静岡地質構造線

出典：「長野県すぐれた自然図」(昭和51年 環境庁)
 「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版
 一危機にある地形一」(平成12年12月 古今書店)



記号	名称
●	都市計画対象道路事業実施区域
---	行政界
■	調査対象外



4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動植物の生息又は生育の状況

(1) 既存文献資料

動植物の分布記録について表 4.1.5.1 に示す資料を収集・分析し、動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況について整理しました。

表 4.1.5.1 (1) 動物及び植物の生息又は生育の確認に用いた文献資料一覧

番号	出典	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	底生動物	植物・植生
1	信州の文化財 (令和 2 年 3 月 財団法人八十二文化財団)	○	○			○		○
2	日本の重要な両生類・は虫類 甲信越版 (昭和 57 年 環境庁)			○				
3	日本の重要な淡水魚類 甲信越版 (昭和 57 年 環境庁)				○			
4	日本の重要な昆虫類 甲信越版 (昭和 55 年 環境庁)					○	○	
5	日本の重要な植物群落Ⅱ 甲信越版 (昭和 63 年 環境庁)							○
6	長野県すぐれた自然図 (昭和 51 年 環境庁)							○
7	第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県 (昭和 56 年 環境庁)	○		○	○	○	○	○
8	第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県 (平成元年 環境庁)				○			○
9	第 4 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長野県 (平成 7 年 環境庁)	○			○			○
10	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 哺乳類 (平成 14 年 環境省)	○						
11	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 両生類・爬虫類 (平成 13 年 環境省)			○				
12	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 淡水魚類 (平成 14 年 環境省)				○			
13	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 陸産及び淡水産貝類 (平成 14 年 環境省)						○	
14	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 昆虫(トンボ)類 (平成 14 年 環境省)					○	○	
15	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 昆虫(チョウ)類 (平成 14 年 環境省)					○		
16	第 5 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 昆虫(セミ・水生半翅)類 (平成 14 年 環境省)					○	○	

表 4.1.5.1(2) 動物及び植物の生息又は生育の確認に用いた文献資料一覧

番号	出典	哺乳類	鳥類	・爬虫類 両生類	魚類	昆虫類	底生動物	植物・植生
17	第5回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 昆虫(ガ)類 (平成14年 環境省)					○		
18	第5回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書 昆虫(甲虫)類 (平成14年 環境省)					○		
19	第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(平成12年 環境庁)							○
20	第6回自然環境保全基礎調査 鳥類繁殖分布調査(平成16年 環境省)		○					
21	第50回ガンカモ類の生息調査報告書 (令和2年1月 環境省)		○					
22	植物群落レッドデータブック (平成8年4月 (財)日本自然保護協会・ (財)世界自然保護基金日本委員会)							○
23	長野県版レッドデータブック維管束植物編 (平成14年3月 長野県)							○
24	長野県版レッドデータブック 動物編(平成16年3月 長野県)	○	○	○	○	○	○	
25	長野県版レッドデータブック非維管束植物編・ 植物群落編(平成17年3月 長野県)							○
26	長野県植物誌 (平成9年 信濃毎日新聞社)							○
27	長野県産チョウ類動態図鑑 (平成11年 信州昆虫学会)					○		
28	長野県のトンボ (昭和52年 信州昆虫学会)					○	○	
29	茅野市史 別巻自然 (昭和61年 茅野市)	○	○	○	○	○	○	○
30	諏訪の自然誌 植物編 (昭和56年 諏訪教育会)							○
31	諏訪の自然誌 動物編 (昭和53年 諏訪教育会)	○	○	○	○	○	○	
32	諏訪の自然誌 陸水編 (昭和57年 諏訪教育会)					○	○	
33	岡谷市史 下巻 (昭和57年 岡谷市)	○	○	○	○	○	○	○
34	調査報告書第2報 諏訪湖周辺における鳥類の生息状 況とその環境への影響(平成5年 長野県林務部)		○					
35	支部報「いわすずめ」No.96(2004年5-6月号) (平成16年 日本野鳥の会諏訪支部)		○					
36	第3回自然環境保全基礎調査 現存植生図 諏訪、高遠(昭和59年・61年度 環境庁)							○
37	第7回自然環境保全基礎調査 植生図 諏訪、鉢伏 山、霧ヶ峰、南大塩(平成23年度 環境省)							○
38	ふるさといきものの里100選(平成元年 環境庁)					○		
39	長野県水産試験場研究報告第9号「[総説]諏訪湖魚類 目録を検証する」(平成19年3月 長野県水産試験場)				○			
40	長野県植物目録 (平成29年6月 長野県植物目録編纂委員会)							○
41	自然環境調査 Web-GIS (令和2年3月 環境省自然環境局生物多様性センター)							○

(2) 主な動物相の状況

ア. 哺乳類の状況

調査区域及び周辺において、7目15科40種の哺乳類の生息が記録されています。記録された哺乳類のなかには、市街地を主な生息場所としているアブラコウモリ、平地から低山地の森林や草原を主な生息場所としているノウサギ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ等のほか、溪流を主な生息場所としているカワネズミ、洞窟や暗渠などを生息場所としているキクガシラコウモリが含まれています。このほか、森林性のヤマコウモリ等のコウモリ類、樹林性のヤマネ、ムササビや、山地帯から高山帯に生息するオコジョが確認されています。

イ. 鳥類の状況

調査区域及び周辺において、21目55科221種の鳥類の生息が記録されています。記録された鳥類のなかには、平地から低山地の森林や周辺の草原を主な生息場所としているカケス、ノスリ、ヤマガラ等、耕作地周辺を主な生息場所としているキジ、モズ、タヒバリ等が含まれています。また、諏訪湖といった規模の大きい水辺環境があることを反映して、マガン、コハクチョウ、トモエガモ等のガンカモ類、ミサゴ、オジロワシ等の猛禽類、キョウジョシギ、トウネンといったシギ・チドリ類が確認されています。

ウ. 両生類・爬虫類の状況

両生類は、調査区域及び周辺において、2目6科13種の生息が記録されています。記録された両生類のなかには、水田などの浅い止水域を主な生息場所としているイモリ、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル等や、池などの止水域を主な生息場所としているクロサンショウウオ、山間部の溪流に生息しているカジカガエル、ハコネサンショウウオ等が含まれています。

爬虫類は、調査区域及び周辺において、2目5科11種の生息が記録されています。記録された爬虫類のなかには、水田や池などの止水域を主な生息場所としているクサガメや、水田等や河川を主な生息場所としているイシガメのほか、平地から低山地の草原や森林を主な生息場所としているシマヘビやトカゲ等が含まれています。

エ. 魚類の状況

調査区域及び周辺において、7目16科49種の魚類の生息が記録されています。記録された魚類のなかには、河川の上流域に生息するカジカ、中流域に生息するアブラハヤ、オイカワ、アカザ、回遊魚のニホンウナギ、サツキマス（アマゴ）、日本の淡水魚として代表的なコイ、ドジョウ、ミナミメダカ、諏訪湖の魚として代表的なナガブナ等が含まれています。

オ. 昆虫類の状況

調査区域及び周辺において、12 目 106 科 774 種の昆虫類の生息が記録されています。記録された昆虫類のなかには、クヌギ・ナラガシワ等の落葉樹の二次林に生息するウラジロミドリシジミ、オオムラサキ等、河川の上流域に生息するダビドサナエ、メガネサナエ等、湿地や水田、池などの止水域に生息するクロイトトンボ、ゲンゴロウ等が含まれています。

カ. 底生動物の状況

調査区域及び周辺において、19 目 76 科 218 種の底生動物の生息が記録されています。記録された底生動物のなかには、河川の中流から上流域に生息するエルモンヒラタカゲロウ、ヘビトンボ、イノプスヤマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラ等、湿地や水田、池などの止水域に生息するオオタニシ、ミズカマキリ、マツモムシ、ガムシ等、飛沫帯に生息するノギカワゲラ等が含まれています。

(3) 主な植物相の状況

調査区域及び周辺において、160 科 2598 種の植物の生育が記録されています。記録された植物の中で、木本類はモミ、アカマツ、スギ、ヒノキなどの針葉樹、シラカンバ、クリ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ等の落葉広葉樹が含まれています。草本類ではジュウモンジシダ、ギンリョウソウ、ヤブラン等の樹林内に生育する種、ワラビ、ヨモギ、ススキ等の草地や林縁部に生育する種、ミゾソバ、セリ、ヨシ等の湿地性の種、ヤナギモ、イトモ、イバラモ等の水生植物が含まれています。

2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

(1) 動物の重要な種

文献調査で確認された動物の重要な種としては、哺乳類 9 科 13 種、鳥類 27 科 65 種、両生類 4 科 5 種、爬虫類 2 科 3 種、魚類 9 科 13 種、昆虫類 37 科 97 種、底生動物 24 科 37 種が挙げられます。

ア. 哺乳類

文献調査で確認された重要な哺乳類としては、表 4.1.5.2 に示す 9 科 13 種が挙げられます。

表 4.1.5.2 重要な哺乳類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	トガリネズミ	シントウトガリネズミ					NT
2		カワネズミ					NT
3	モグラ	ミズラモグラ				NT	VU
4	ヒナコウモリ	シナノホオヒゲコウモリ					EN
5		ヤマコウモリ				VU	VU
6		ヒナコウモリ					EN
7		ウサギコウモリ					VU
8	リス	ホンドモモンガ	県天				NT
9	ヤマネ	ヤマネ	国天				NT
10	ネズミ	カヤネズミ					VU
11	クマ	ツキノワグマ		際			LP
12	イタチ	オコジョ	県天			NT	NT
13	ウシ	カモシカ	特天				
9 科 13 種			4	1	0	3	12

注：各選定基準は以下のとおり。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）及び「文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号）に基づいて指定されている天然記念物

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）

内：国内希少野生動植物種、際：国際希少野生動植物種

III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号）

特：特別指定希少野生動植物、指：指定希少野生動植物

IV：「レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

V：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成 27 年 3 月 長野県）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：留意種

配列・分類：「日本産野生生物目録 -脊椎動物編-」（平成 5 年 環境庁）

イ. 鳥類

文献調査で確認された重要な鳥類としては、表 4.1.5.3に示す 27 科 65 種が挙げられます。

表 4.1.5.3 (1) 重要な鳥類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	キジ	ウズラ				VU	CR
2	カモ	マガン	国天			NT	
3		アカツクシガモ				DD	
4		オシドリ				DD	N
5		トモエガモ				VU	EN
6		ホオジロガモ					VU
7		カイツブリ	カンムリカイツブリ				
8	ハジロカイツブリ						NT
9	サギ	ヨシゴイ				NT	EN
10		ミゾゴイ				VU	EN
11		ササゴイ					VU
12		チュウサギ				NT	NT
13		コサギ					NT
14	クイナ	クイナ					DD
15		ヒクイナ				NT	CR
16	ヨタカ	ヨタカ				NT	VU
17	アマツバメ	ハリオアマツバメ					NT
18	チドリ	ケリ				DD	VU
19		イカルチドリ					NT
20		シロチドリ				VU	
21	セイタカシギ	セイタカシギ				VU	
22	シギ	オオジシギ				NT	CR
23		コシヤクシギ		際		EN	
24		ホウロクシギ		際		VU	
25		ツルシギ				VU	
26		アカアシシギ				VU	
27		アオアシシギ					VU
28		タカブシギ				VU	VU
29		キアシシギ					NT
30		オバンシギ		際			
31		ハマシギ				NT	NT
32		タマシギ	タマシギ				VU
33	カモメ	コアジサシ				VU	CR
34	ミサゴ	ミサゴ				NT	EN
35	タカ	ハチクマ				NT	VU
36		オジロワシ	国天	内		VU	EN
37		オオワシ	国天	内		VU	CR
38		チュウヒ		内		EN	
39		ツミ					DD
40		ハイタカ				NT	VU
41		オオタカ				NT	VU
42		サシバ				VU	EN
43		イヌワシ	国天	内	特	EN	CR
44		クマタカ		内	指	EN	EN
45		フクロウ	オオコノハズク				
46	コノハズク						VU
47	アオバズク						EN

表 4.1.5.3(2) 重要な鳥類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
48	フクロウ	トラフズク					EN
49	ヤツガシラ	ヤツガシラ	県天				
50	カワセミ	アカショウビン					VU
51		ヤマセミ					VU
52	ブッポウソウ	ブッポウソウ	県天		特	EN	CR
53	キツツキ	オオアカゲラ					NT
54	ハヤブサ	ハヤブサ		内		VU	EN
55	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	N
56	カササギヒタキ	サンコウチョウ					VU
57	モズ	チゴモズ				CR	CR
58		アカモズ				EN	EN
59	ヨシキリ	コヨシキリ					EN
60	セッカ	セッカ					CR
61	ヒタキ	マミジロ					NT
62		ノビタキ					NT
63	ホオジロ	ホオアカ					NT
64		ノジロ				NT	NT
65		コジュリン				VU	CR
27科65種			6	9	3	39	54

注：各選定基準は以下のとおり。

I：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）及び「文化財保護条例」（昭和50年12月25日長野県条例第44号、最終改正：平成17年3月28日長野県条例第38号）に基づいて指定されている天然記念物

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）

内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種

III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成15年3月24日長野県条例第32号）

特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物

IV：「レッドリスト2020」（令和2年3月 環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

V：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成27年3月 長野県）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：留意種

配列・分類：「日本鳥類目録 改訂第7版」（平成24年 日本鳥学会）

ウ. 両生類・爬虫類

文献調査で確認された重要な両生類・爬虫類としては、表 4.1.5.4及び表 4.1.5.5に示す両生類 4科5種、爬虫類 2科3種が挙げられます。

表 4.1.5.4 重要な両生類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	サンショウウオ	クロサンショウウオ				NT	NT
2	イモリ	イモリ				NT	NT
3	アカガエル	トノサマガエル				NT	NT
4		ツチガエル					VU
5	アオガエル	モリアオガエル					NT
4科5種			0	0	0	3	5

注：各選定基準は以下のとおり。

- I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）及び「文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号）に基づいて指定されている天然記念物
 特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）
 内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種
- III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号）
 特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物
- IV：「レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）
 EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- V：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成 27 年 3 月 長野県）
 EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：留意種
- 配列・分類：「日本産野生生物目録 -脊椎動物編-」（平成 5 年 環境庁）

表 4.1.5.5 重要な爬虫類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	イシガメ	イシガメ				NT	VU
2	ヘビ	シロマダラ					DD
3		ヒバカリ					DD
2科3種			0	0	0	1	3

注：各選定基準は以下のとおり。

- I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）及び「文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号）に基づいて指定されている天然記念物
 特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）
 内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種
- III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号）
 特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物
- IV：「レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）
 EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- V：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成 27 年 3 月 長野県）
 EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：留意種
- 配列・分類：「日本産野生生物目録 -脊椎動物編-」（平成 5 年 環境庁）

エ. 魚類

文献調査で確認された重要な魚類としては、表 4.1.5.6に示す 9 科 13 種が挙げられます。

表 4.1.5.6 重要な魚類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	ウナギ	ニホンウナギ				EN	EW
2	コイ	ナガブナ				DD	DD
3		キンブナ				VU	DD
4	ドジョウ	ドジョウ				NT	DD
5	フクドジョウ	ホトケドジョウ				EN	VU
6	アカザ	アカザ				VU	NT
7	サケ	ヤマトイワナ					NT
8		サクラマス (ヤマメ)				NT	NT
9		サツキマス (アマゴ)				NT	NT
10	メダカ	ミナミメダカ				VU	VU
11	カジカ	カジカ*)				NT	NT
12		ウツセミカジカ**)				EN	
13	ハゼ	ジュズカケハゼ***)				NT	
9 科 13 種			0	0	0	12	11

- 注 1：* 対象範囲に分布するカジカは大卵型と考えられるため、重要種選定基準は大卵型を示す。
- 注 2：** ウツセミカジカ (回遊型)、ウツセミカジカ (琵琶湖型)、カジカ中卵型のいずれかの可能性がある。ウツセミカジカは環境省 RL ではカジカ小卵型として掲載されている。重要種選定基準はカジカ小卵型もしくは中卵型を示す。
- 注 3：*** 対象範囲に分布するジュズカケハゼは広域分布種と考えられるため、重要種選定基準は広域分布種を示す。
- 注 4：ニッコウイワナ、アユ、ホンモロコ、ゲンゴロウブナ、ゼニタナゴは対象範囲に自然分布せず、放流個体と考えられるため、重要種からは除外した。
- 注 5：各選定基準は以下のとおり。
- I：「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号) 及び「文化財保護条例」(昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号) に基づいて指定されている天然記念物
 特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物
- II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)
 内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種
- III：「長野県希少野生動植物保護条例」(平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号)
 特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物
- IV：「レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 環境省)
 EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- V：「長野県版レッドリスト (動物編) 2015」(平成 27 年 3 月 長野県)
 EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：留意種
- 配列・分類：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト (令和元年度)」(令和元年 国土交通省 河川環境データベース)

オ. 昆虫類

文献調査で確認された重要な昆虫類としては、表 4.1.5.7に示す 37 科 97 種が挙げられます。

表 4.1.5.7 (1) 重要な昆虫類

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ				NT	DD
2	イトトンボ	ホソミイトトンボ					VU
3		オゼイトトンボ					NT
4		モートンイトトンボ				NT	N
5	カワトンボ	アオハダトンボ				NT	NT
6	ヤンマ	マダラヤンマ				NT	NT
7		マルタンヤンマ					NT
8		カトリヤンマ					VU
9		サラサヤンマ					NT
10	サナエトンボ	ヒメサナエ					VU
11		オジロサナエ					VU
12		メガネサナエ				VU	EN
13	エゾトンボ	オオトラフトンボ					NT
14		トラフトンボ					NT
15		ホソミモリトンボ					NT
16		ハネビロエゾトンボ				VU	EN
17	トンボ	ベッコウトンボ		内		CR	DD
18	ヒロムネカワゲラ	ノギカワゲラ					NT
19		ミヤマノギカワゲラ					NT
20	アミメカワゲラ	フライソンアミメカワゲラ				NT	CR+EN
21	ミズムシ (昆)	ホッケミズムシ				NT	
22	タイコウチ	タイコウチ					NT
23	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ				NT	NT
24	マダラガ	ベニモンマダラ本土亜種				NT	NT
25	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ				EN	EN
26		アカセセリ				EN	NT
27		ギンイチモンジセセリ				NT	NT
28		ミヤマチャバネセセリ					EN
29		チャマダラセセリ				EN	CR
30		スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種				NT	NT
31	ヘリグロチャバネセセリ					NT	
32	シジミチョウ	ウラジロミドリシジミ					NT
33		ウラナミアカシジミ					NT
34		クロシジミ				EN	EN
35		オオゴマシジミ				NT	NT
36		ゴマシジミ本州中部亜種		内	指	CR	EN
37		ヒメシジミ本州・九州亜種				NT	N
38		ミヤマシジミ				EN	VU
39		アサマシジミ中部高地帯亜種			指	VU	VU
40		オオルリシジミ本州亜種			指	CR	EN
41		ムモンアカシジミ					NT
42		クロツバメシジミ東日本亜種				NT	N
43	タテハチョウ	コヒオドシ	県天				NT
44		ウラギンスジヒョウモン				VU	NT
45		ヒョウモンチョウ本州中部亜種				VU	NT
46		ヒメヒカゲ本州中部亜種			指	CR	EN

表 4.1.5.7(2) 重要な昆虫類

番号	科名	種名	重要種選定基準					
			I	II	III	IV	V	
47	タテハチョウ	クモマベニヒカゲ本州亜種	県天			NT	N	
48		ベニヒカゲ本州亜種	県天			NT	N	
49		オオウラギンヒョウモン				CR	CR	
50		キマダラモドキ				NT	NT	
51		クロヒカゲモドキ				EN	EN	
52		オオイチモンジ	県天		指	VU	NT	
53		コヒョウモンモドキ				EN	VU	
54		ヒョウモンモドキ		内		CR	CR	
55		オオヒカゲ					NT	
56		タカネヒカゲ八ヶ岳亜種	県天		特	CR	EN	
57		オオムラサキ				NT	N	
58		ウラナミジャノメ本土亜種				VU		
59		アゲハチョウ	ヒメギフチョウ本州亜種				NT	NT
60		シロチョウ	クモマツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種	県天		指	VU	VU
61	ミヤマシロチョウ		県天		特	EN	EN	
62	ツマグロキチョウ					EN	EN	
63	ヤマキチョウ					EN	EN	
64	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種					EN	VU	
65	スズメガ	ヒメスズメ				NT	NT	
66	ヒトリガ	ゴマベニシタヒトリ				NT	NT	
67	ドクガ	ウスジロドクガ				NT	NT	
68	ヤガ	コシロシタバ				NT	DD	
69	アミカモドキ	ニホンアミカモドキ*				VU	CR+EN /VU	
70	オサムシ	ミヤマヒサゴゴミムシ					NT	
71		オオオサムシ本州中部亜種					NT	
72		セアカオサムシ				NT	NT	
73		ヤツチビマルクビゴミムシ					VU	
74		ヤツオオズナガゴミムシ					NT	
75		ニッコウオオズナガゴミムシ					NT	
76		ヤツオオナガゴミムシ					NT	
77		キソナガゴミムシ					DD	
78		ヤツツヤゴモクムシ					NT	
79	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ				VU	NT	
80	ミズスマシ	オオミズスマシ				NT	NT	
81		ミズスマシ				VU	VU	
82	ガムシ	ガムシ				NT	NT	
83	シデムシ	ホンドリロオビモンシデムシ					NT	
84	クワガタムシ	ヒメオオクワガタ					NT	
85	コガネムシ	ヒゲブトハナムグリ					NT	
86	ジョウカイボン	カタキンイロジョウカイ					VU	
87	ホタル	ヒメボタル					NT	
88	クビナガムシ	カクズクビナガムシ					NT	
89		ツメボソクビナガムシ					VU	
90	ナガクチキムシ	ヒイロホソナガクチキ					NT	
91	カミキリモドキ	ミヤマカミキリモドキ					VU	
92	カミキリムシ	フサヒゲルリカミキリ		内	特	CR	CR+EN	
93		ベニバハナカミキリ					NT	
94		シナノヒメハナカミキリ					NT	
95		チャイロヒメコブハナカミキリ					NT	
96		アラムハナカミキリ					NT	
97	ヒメバチ	ミズバチ				DD	N	
37科97種			7	4	9	56	95	

※：本種は雌雄両性が出現する生息地と、雌のみが出現する生息地が存在する。重要種選定基準Vでは、雄出現箇所がCR+EN、それ以外がVUに指定されている。

注：各選定基準は以下のとおり。

I：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）及び「文化財保護条例」（昭和50年12月25日長野県条例第44号、最終改正：平成17年3月28日長野県条例第38号）に基づいて指定されている天然記念物

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）

内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種

III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成15年3月24日長野県条例第32号）

特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物

IV：「レッドリスト2020」（令和2年3月 環境省）

EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧I類、 CR：絶滅危惧IA類、 EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、 NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

V：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成27年3月 長野県）

EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR：絶滅危惧IA類、 EN：絶滅危惧IB類、 VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群、 N：留意種

配列・分類：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和元年度）」（令和元年 国土交通省 河川環境データベース）

カ. 底生動物

文献調査で確認された重要な底生動物としては、表4.1.5.8に示す24科37種が挙げられます。

表 4.1.5.8 (1) 重要な底生動物

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	タニシ	マルタニシ				VU	NT
2		オオタニシ				NT	NT
3	カワニナ	タテヒダカワニナ				NT	N
4	モノアラガイ	モノアラガイ				NT	NT
5	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				DD	N
6	イシガイ	カラスガイ				EN	N
7	シジミ	マシジミ				VU	
8	キタヨコエビ	アナンデールヨコエビ				NT	
9	ヒトリガカゲロウ	ヒトリガカゲロウ				NT	DD
10	イトトンボ	ホソミイトトンボ					VU
11		オゼイトトンボ					NT
12		モートンイトトンボ				NT	N
13	カワトンボ	アオハダトンボ				NT	NT
14	ヤンマ	マダラヤンマ				NT	NT
15		マルタンヤンマ					NT
16		カトリヤンマ					VU
17		サラサヤンマ					NT
18	サナエトンボ	ヒメサナエ					VU
19		オジロサナエ					VU
20		メガネサナエ				VU	EN
21	エゾトンボ	オオトラフトンボ					NT
22		トラフトンボ					NT
23		ホソミモリトンボ					NT
24		ハネビロエゾトンボ				VU	EN
25	トンボ	ベッコウトンボ		内		CR	DD
26	ヒロムネカワゲラ	ノギカワゲラ					NT
27		ミヤマノギカワゲラ					NT
28	アミメカワゲラ	フライソンアミメカワゲラ				NT	CR+EN
29	ミズムシ（昆）	ホッケミズムシ				NT	

表 4.1.5.8 (2) 重要な底生動物

番号	科名	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
30	タイコウチ	タイコウチ					NT
31	ナガレトビケラ	オオナガレトビケラ				NT	NT
32	アミカモドキ	ニホンアミカモドキ*				VU	CR+EN /VU
33	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ				VU	NT
34	ミズスマシ	オオミズスマシ				NT	NT
35		ミズスマシ				VU	VU
36	ガムシ	ガムシ				NT	NT
37	ヒメバチ	ミズバチ				DD	N
24科37種			0	1	0	24	34

※：本種は雌雄両性が出現する生息地と、雌のみが出現する生息地が存在する。重要種選定基準Vでは、雄出現箇所がCR+EN、それ以外がVUに指定されている。

注：各選定基準は以下のとおり。

I：「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号）及び「文化財保護条例」（昭和50年12月25日長野県条例第44号、最終改正：平成17年3月28日長野県条例第38号）に基づいて指定されている天然記念物

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号）

内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種

III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成15年3月24日長野県条例第32号）

特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物

IV：「レッドリスト2020」（令和2年3月 環境省）

EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧I類、 CR：絶滅危惧IA類、 EN：絶滅危惧IB類、

VU：絶滅危惧II類、 NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

V：「長野県版レッドデータリスト（動物編）2015」（平成27年3月 長野県）

EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR：絶滅危惧I類、 EN：絶滅危惧IB類、 VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足、 LP：絶滅のおそれのある地域個体群、 N：留意種

配列・分類：「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和元年度)」（令和元年 国土交通省 河川環境データベース）

(2) 学術上又は希少性の観点から重要である生息地

動物の重要な種のうち、生息地が判明している種は、表 4.1.5.9及び図 4.1.5.1
に示すとおりです。

表 4.1.5.9 重要な動物種の状況

分類	番号	種名	重要種選定基準				
			I	II	III	IV	V
鳥類	1	オオワシ	国天	内		VU	CR
	2	ブッポウソウ	県天		特	EN	CR
両生類・爬虫類	3	クロサンショウウオ				NT	NT
昆虫類	4	トラフトンボ					NT
	5	オオムラサキ				NT	N
	6	ヒメギフチョウ本州亜種				NT	NT

注：各選定基準は以下のとおり。

I：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）及び「文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日長野県条例第 44 号、最終改正：平成 17 年 3 月 28 日長野県条例第 38 号）に基づいて指定されている天然記念物

特天：特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：県指定天然記念物

II：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）

内：国内希少野生動植物種、 際：国際希少野生動植物種

III：「長野県希少野生動植物保護条例」（平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号）

特：特別指定希少野生動植物、 指：指定希少野生動植物

IV：「レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）

EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、

VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

V：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成 27 年 3 月 長野県）

EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：留意種

配列・分類：「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（平成 24 年 日本鳥学会）

「日本産野生生物目録 -脊椎動物編-」（平成 5 年 環境庁）

「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和元年度)」（令和元年 国土交通省 河川環境データベース）

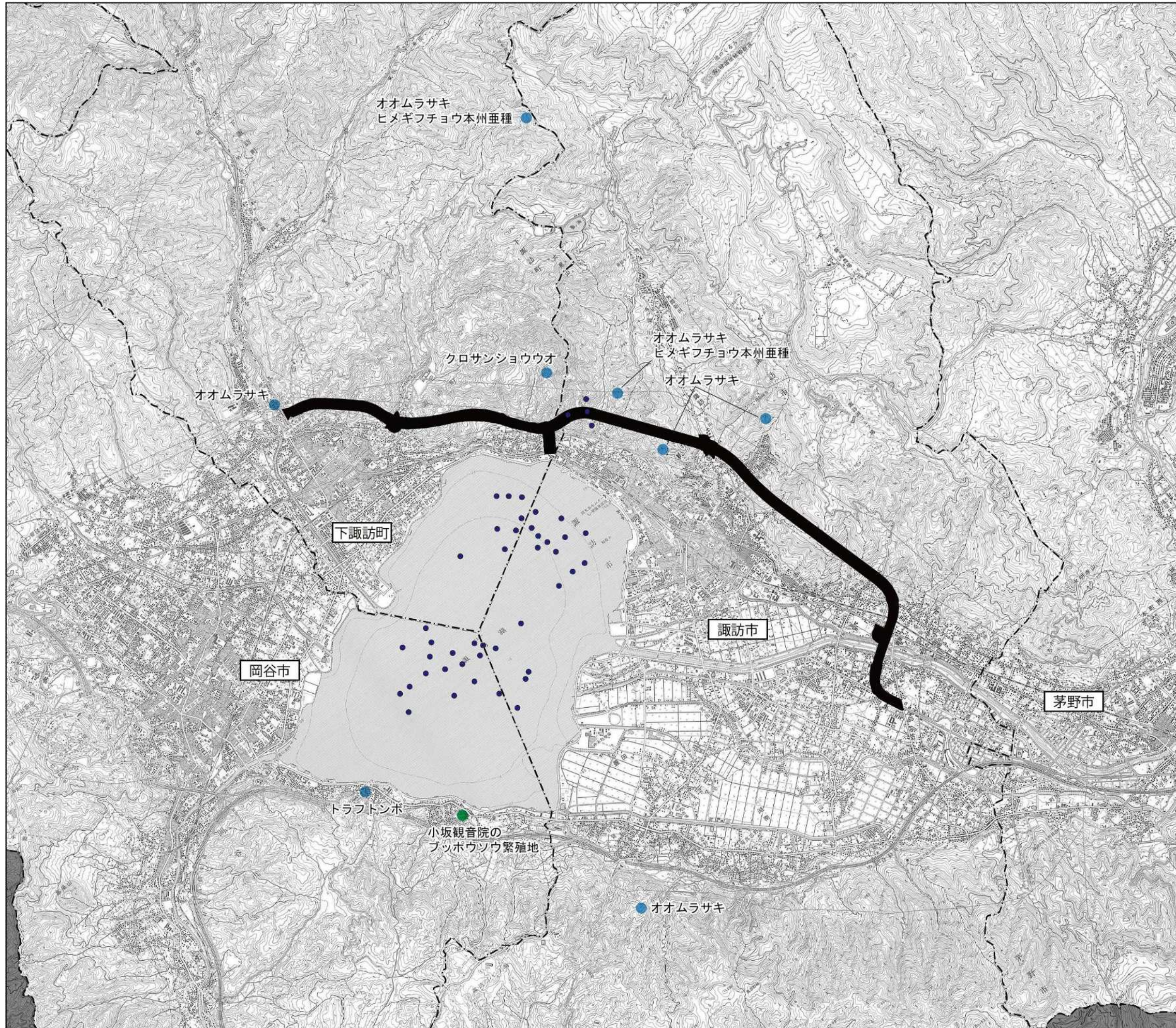
出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県」（昭和 56 年 環境庁）

「信州の文化財」（令和元年 5 月 財団法人八十二文化財団）

「支部報「いわずめ」No. 96(2004 年 5-6 月号)」（平成 16 年 日本野鳥の会諏訪支部）

「ふるさといきもの里 100 百選」（平成元年 環境庁）

図 4.1.5.1 動物の重要な種の確認位置図



記号	名称
● (Blue)	重要な動物種の確認位置
● (Green)	天然記念物
● (Purple)	オオワシ確認位置

出典：「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 長野県」
 (昭和56年 環境庁)
 「信州の文化財」
 (令和2年3月 財団法人八十二文化財団)
 「支部報「いわすずめ」No.96(2004年5-6月号)」
 (平成16年 日本野鳥の会諏訪支部)
 「ふるさといきものの里100選」
 (平成元年 環境庁)

記号	名称
— (Thick Black)	都市計画対象道路事業実施区域
- - - (Dashed)	行政区界
■ (Grey)	調査対象外

